

12月21日

○議長（兼田勝久君） これから本日の会議を開きます。
（午前10時00分開議）

○議長（兼田勝久君） 会議は、お手元に配付してあります日程により議事を進めます。

○議長（兼田勝久君） 日程第1、諸般の報告を行います。

始良市土地開発公社より、平成23年度始良市土地開発公社補正予算書（第1号）が提出されております。お目通し願います。

これで、諸般の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） 日程第2、議案第84号 始良市総合計画基本構想を定める件を議題とします。

総合計画基本構想審査特別委員長の報告を求めます。

○総合計画基本構想審査特別委員長（玉利道満君） 登壇

ただいま議題となりました議案第84号 始良市総合計画基本構想を定める件について、特別委員会の審査経過と結果の報告をいたします。

始良市総合計画につきましては、始良市発足後、まちづくりの指針として中長期的、総合的な視点から住民福祉向上のための基本的方向性や取り組むべき施策・事業を体系的に定める必要があり、策定に当たっては合併時に策定された新市まちづくり計画、住民意識調査、行政座談会、まちづくり50人委員会等で出された意見等を踏まえながら検討が進められてまいりました。

計画策定の過程では、議会からも委員が策定に参加し、委員を通じての報告や中間報告に対する意見の具申等を重ねております。今回、提案されました議案第84号 始良市総合計画基本構想を定める件については、内容がすべての常任委員会の所管にわたるため、議長を除く全議員で構成する総合計画基本構想審査特別委員会が設置され、付託されました。

特別委員会は、12月14日に開催し、全委員出席のもと、執行当局に関係職員の出席を求めました。

まず、審査日程についての協議の後に、基本構想及びこれに関連した参考資料に対する説明を求めました。企画部長の本案に対する説明についての主な事項について申し上げます。

総合計画はまちづくりの目指す将来像を示し、中長期にわたる施策の柱を定めるものであり、市政が発展するために必要な指針となること。総合計画の組み立ては、まちづくりの基本理念と市の将来像を掲げた基本構想の部と将来像を具体的に進めていくための考え方を示した基本計画、さらに基本計画で示された施策の体系を具体的な事務事業の姿としてあらかず実施計画によって構成されること、その計画の期間は、平成24年から30年までの7年間とし、前期3年、後期4年に分け年次別に3カ年の実施計画を策定し、毎年度見直しをしていくことなどであります。

本論において、まちづくりの基本となる理念として、「県央の良さを活かした、県内一くらしやすいまちづくり」を掲げたこと、そして基本理念に掲げたまちづくりのあり方を実現するため、まちの姿を政策分野ごとに具体的に示した将来像を次の8項目としたこと。つまり、1、市民・地域と行政が協力しあい、一体感あふれるまち。2、子どもを安心して生み育てることができる、子育て支援の

まち。3、豊かな人間性を育むまち。4、生涯すこやかで、ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち。5、快適で暮らしやすいまち。6、地域資源を活かした活力ある産業の育つまち。7、環境にやさしく、豊かな自然と共生・調和するまち。8、経営感覚を持った行財政運営のまちであります。

これらの8項目のまちづくりの将来像を受けて、基本計画では主要施策の内容として、主な施策が掲げられてあります。

さらに、8項目の実施に際して、施策分野を超えて、特に重点的に取り組む施策を「子育て・教育」「地域・協働」「安全・安心・活力」3つの視点から重点プロジェクトとして位置づけ、このプロジェクトの中から地域の活力向上を目的とした即応性の求められるもので、平成26年度までの前期期間に推進する前期戦略プロジェクトが施策として取り上げてあります。

始良市の目指す将来人口は8万人と掲げましたが、この将来人口については、人口推計結果や現状人口の維持に基づく設定ではなく、多様な人々が集まり、コミュニティーの中で人が人を呼ぶことによって目指す将来像の実現を図り、施策を推進することで暮らしやすいまちとなり、それが人口増につながるという思いを込めた将来に目指す人口であるとしております。

さらに、土地利用の方針、地域の特性を生かしたまちづくりについての方針の説明があり、企画部長による基本構想の概要説明を終わりました。

続いて、質疑に入りましたが、主に質疑について申し上げます。

質疑、子育て支援センターの整備の方向性はどのようになるか。答弁、子育て支援センターについては、家庭で養育される市民を対象に親子で集える場を提供し、養育相談などに応じる体制で運営していくことを考えています。

質疑、乳幼児から成人前まで子ども全般を対象とした支援策を教育委員会と一緒にできないのか。答弁、福祉部と教育委員会が一体となることができるのが理想であると考えますが、今回の子育て支援センターには位置づけていません。将来的には一体的な活動ができるように視野に入れております。

質疑、松原の架橋については、旧始良町時代から話があった。この件については、審議会でどのような審議がなされたのか。答弁、松原と須崎を結ぶ線は松原須崎地区の町並み、都市計画のあり方を議論する上で必要なテーマであると考えています。

質疑、本市では約7,500人の子どもたちが幼稚園、小中学校に通っているが、少子高齢化が進む中、今後の学校経営のあり方はどうか。答弁、小規模校では特認校制度などを導入している。小学校は地域の核としての役割を担っている。児童の増減はあっても、校区の見直しや統廃合は考えていない。

質疑、総合計画期間中の財政計画・歳入歳出表をつくるべきではないか。答弁、財政計画については、さまざまな不確定要素を含まざるを得ないことから、基本計画の7年間という期間にわたって作成することは困難であると考えますので、基本計画に付する形式ではなく、実施計画で示していく考えです。

これらの質疑を終了し、討論に入りましたが、反対、賛成ともに要旨、次のような討論がありました。

反対討論、基本構想・基本計画は、現状値と目標値が明らかになっておらず、抽象的である。下水道等施策の推進とあるが、下水道は多額の財源を必要とするので、合併浄化槽への切りかえを促進し、湾奥の水質浄化を図ったほうがよい。火葬場の建替えは増改築、改修に置きかえ、子育て支援、健康づくり医療、介護、福祉の充実に力点を置いたほうがいいのではないか。大規模集客施設の誘致、既存の商業地域との連携を図りながらとあるが、地元商店街を守るためには大型商業施設の誘致は問題

があるのではないかと。松原、須崎を結ぶ橋梁整備の調査・研究とあるが、生活道路、側溝整備に力を入れたほうがよい。

賛成討論、さきに定められた始良市総合計画策定条例の規定により、本市としての総合計画の基本構想が議案として提案された。合併時の新市まちづくり計画、住民意識調査、行政座談会などの意見、提言、課題等を踏まえて策定されている。審議会に議会からも委員が参加し、議会からの政策提言もあった。合併によって地域が寂れるのではないかとという危惧があったが、基本構想の中に集落の存続が危ぶまれる地域のとらえ方、施策が提示されている。提案は基本構想であり、始良市の羅針盤である。実施計画で3年ごとに施策を検証しながら事業の見直しを図っていくことができる。

以上で討論を終え、採決を行った結果、賛成多数で議案第84号 始良市総合計画基本構想を定める件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総合計画審査特別委員会の審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○13番（里山和子君） 議案第84号 始良市総合計画基本構想を定める件について反対討論をいたします。

第1次始良市総合計画基本構想は、合併時に策定された新市まちづくり計画、住民意識調査や16カ所で開かれた行政座談会、まちづくり50人委員会等で出された市民の意見や提言、課題と社会経済状況の変化や今日的な問題を踏まえ策定されており、総合計画審議会でも検討されたものであり、民主的手続を経て作成された点については一定の評価をしたいと思います。

しかし、基本理念として「県央の良さを活かした、県内一暮らしやすいまちづくり」としておりますが、将来の目標としては理解できますけれども、県内にも素晴らしいまちがたくさんあり、後から合併してこの7年間で県内一暮らしやすいまちにできるのか、疑問が残るところであります。

将来人口平成30年の始良市の目指す人口を8万人としておりますが、今のままで行きますと平成32年には7万3,376人となっております、7万5,000人ぐらいのほうが現実的ではないかと思えます。

第2章の土地利用についての方針の中で、商業地として、今後は専門店で構成される商業施設や大規模集客施設の誘致とあり、大型商業施設を誘致するような記載がありますが、地元商店街にとって打撃となるような商業地の形成は問題となるのではないかと思います。

第3章の地域の特性を生かしたまちづくりとして、南部地域で錦江湾の水質を守るために公共下水道等による適正な汚水処理を図るとありますが、鹿屋市では財政悪化や人口減が進む地域の将来像を見据えて、541ha、80億円、40%の事業削減を9月に発表しております。市民負担の少ない浄化槽市町村整備事業の導入に力を入れるべきであると思えます。

その他、霧島市の基本構想・基本計画として、第1次霧島市総合計画が出されておりますが、テーマごとに現状と課題、方針、目標値、政策と基本事業の体系、基本事業の内容と具体的に目標値を定

め、どう取り組んでいくかが明示をされております。

始良市の基本計画は、現状値までは示されておりますけれども、目標値が明らかになっておりませんので、具体的にこの7年間で現状から目標をどこまで進めていくのか、どこまで到達するのかという点が明らかになっておらず、抽象的であると思います。

5番目に、快適で暮らしやすいまちとして、魅力的な生活空間を整備する中で、斎場墓地環境の整備とありますが、墓地環境の整備はいいと思いますけれども、火葬場の建てかえに関しては、立て続けに小学校、消防署、斎場建設と合併推進債の立て続けの活用となることから、後年度負担も大きいと思いますので、当面は増改築、改修に置きかえ、国保財政への繰入れや、子育て支援、健康づくり、医療・介護・福祉の充実に力を入れたほうがいいのではないかと思います。

交通環境の整備充実の中で、始良地区松原から加治木地区須崎への橋梁整備の調査研究とありますが、橋梁長寿命化修繕計画の策定や橋梁保守の計画的実施の推進に力を入れたほうが現実的ではないかと思えます。稲荷橋の拡幅等含めて、今ある橋の課題が大きいのではないかと思えます。

以上、いろいろとる反対理由を述べてきましたけれども、一つだけ特に評価しておきたい点がありました。北部地域のまちづくりの方向として、学校を核とした地域づくりを地域住民と行政が一体となって取り組みますと記載があります。大山、西浦、北山、永原、漆小学校等も四、五人になっても存続をさせ、統廃合せず、学校を残して地域づくりの核とする方針を持っているということは、他市で小中学校の統廃合が進む中、すばらしいことであると評価したいと思えます。若い人が住み着く地域づくりを推進しながら、子どもたちを守り、地域を守ってほしいとこの点では評価しつつ、討論を終わりたいと思えます。

以上です。

○議長（兼田勝久君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

○9番（森 弘道君） 議案第84号につきまして賛成討論を行います。

これまで旧3町において、総合計画や振興計画が策定されておまして、合併によって本市としての最初の総合計画の基本構想が議案として提案をされました。

本件につきましては、合併時の新市まちづくり計画、住民意識調査、各地区の行政座談会などの意見、提言、課題等を踏まえて策定されたものであります。

また、審議会の中には、議会から6名の委員も入っており、議会からの政策提言も行われました。私が一番心配をしておりましたことは、合併によって集落が寂れはしないかということでした。地域の方々からそういう声が寄せられておりましたので、合併の効果を最大限に生かせるよう提案もしてまいりました。

農村集落においては、古来、農村文化の伝承という形で祭りや各種行事が継承されてきておりますが、都市化による市場経済の影響や若者の減少、高齢化などで拍車がかかり、伝承よりも流行に押され、画一的な中央の文化尺度に照らされて、本来持っている農山村のかけがえのない価値という観念を失いつつあります。そういったところに農山村の文化や価値を取り戻す、ぬくもりのある振興策が必要であります。

基本構想の13ページにあります、市民参画と市民との協働のところで、集落が危ぶまれる地域に対するとらえ方、参考資料の42ページから43ページに集落支援制度などの施策がありますので、これを

最大限に生かしてもらいたい。集落の存続、維持機能に行政の機能支援は待ったなしです。戦後の日本を支えてきたむらが崩壊することのないよう、ぜひとも知恵を出し合い、地域の期待にこたえていただきたい。

今回は始良市の羅針盤として、各分野にわたる施策の基本構想であり、実施計画を3年ごとに策定し、検証しながら毎年の事業の見直しを図っていくこととなります。議会としてはそのところでしっかりと議論をしていくことが大事であります。

施策の推進にあたりましては、社会経済情勢の変化、財政需要の吟味を十分にしながら施策を遂行していただくことをお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第84号 始良市総合計画基本構想を定める件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第84号 始良市総合計画基本構想を定める件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（兼田勝久君）

日程第3、議案第87号 始良市地域下水処理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件

日程第4、議案第88号 開発行為等により設置された地域汚水処理施設の始良市への移管に関する条例の一部を改正する条例の件

を一括議題とします。

○議長（兼田勝久君） 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） 登壇

ただいま議題となりました議案第87号 始良市地域下水処理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会は、全委員出席のもと、12月15日及び12月19日の両日開会し、関係職員の出席を求め、審査いたしました。

まず、概要を申し上げます。

今回の改正は、始良市への移管に関する事前調査申請が提出されていた始良ニュータウンの汚水処理施設について、始良ニュータウン団地管理組合法人との協議が整い、この施設を新たに市で管理するので、施設の名称、位置、処理区域及び使用料の金額を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、主なる質疑を申し上げます。

質疑、団地管理組合の事務所と土地は、どこの所有になっているか。また、団地管理組合は、今回、移管前に非常用のマンホールトイレを買われたと聞いているが、このマンホールトイレも移管がなされるのか。答弁、現在、団地管理組合の事務所がごぞいます土地については、始良市の所有です。事務所は、地域のよりどころとして活用したい旨の要望を受けておりますので、その方向で検討をしているところでございます。マンホールトイレにつきましては、今回、移管の対象とはいたしておりません。まだそのトイレの購入はされておりませんが、団地管理組合で今年度予算に計上されており、執行する自治会へ拋出し、設置後の管理は自治会でされるとお聞きしております。

質疑、使用料を5年後に統一するということが、始良ニュータウン処理施設と加治木町新生町処理施設との使用料の差額については、この団地の住民の方々は納得されたのか。答弁、使用料につきましても、8名の理事さんと協議をした上でのごとでございます。また、当初から8名の理事さんが各区域の方々から全権委任を受けておられ、住民説明会は必要ないと言われております。

質疑、移管を受けてすぐに大きな修理等は想定されないか。また、使用料の滞納分についても移管されると思うが、ある程度の整理をしていただいて、こちらに引き取るのかどうか、そのあたりの協議はどうだったのか。また、使用料の滞納の世帯数と額はどれぐらいか。答弁、始良ニュータウンについては、これまでこの処理施設を業者に委託をして維持管理をされています。改修が必要な部分については、年次的に今までもやっていたらっしゃいます。これから先、耐用年数が来た機械の交換等は考えられますが、移管後、すぐに大きな改修等が必要であるというようなことは聞いておりません。来年4月1日の移管を目指し、団地管理組合は3月31日でなくなるということになると思いますが、残務整理をしてもらうために何カ月間か残してもらうという話はしており、現在、団地管理組合と協議中です。滞納分もその期間内になるだけ減らしてもらうという方向で話しています。長期の滞納世帯は4世帯です。1カ月、2カ月という世帯は把握しておりません。総滞納金額は30万円程度です。

質疑、指定管理者による管理については、どういった見通しをしているか。答弁、上水道及び下水道については、指定管理者による利用料金制をとった場合、利用料金の徴収は可能ですが、滞納された場合、指定管理者が強制的に徴収ができないことがあります。そのあたりをどのように対応するのか検討しなければなりません。目標としては、業務的に指定管理をして効率的な経営をするという方向性は持っております。

以上で質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決の結果、議案第87号 始良市地域下水処理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

88号も同時に提案されておりますので、次に、議案第88号 開発行為等により設置された地域污水处理施設の始良市への移管に関する条例の一部を改正する条例の件について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会は、全委員出席のもと、12月15日及び12月19日の両日開会し、関係職員の出席を求め、審査いたしました。

まず、概要を申し上げます。

今回の条例の一部改正は、市へ移管しようとする地域污水处理施設を管理する団体について、その処理施設の状況や今後の運営等について調査及び審査するもので、法人格の有無により不都合が生じるものでないとするため、「法人化したもの」の条項を削除し、法人格を有していない場合でも申請できるようにしようとするものであります。

なお、今回改正をする条例は、市への移管に関する条件等を定めたもので、この条例に該当する団地は、始良ニュータウン、ホームタウン帖佐、みさと台団地、朝日ヶ丘団地、南錦江団地の5団地ですが、そのうち法人格を有していないのは、みさと台団地、朝日ヶ丘団地、南錦江団地の3団地です。

次に、主なる質疑を申し上げます。

質疑、市へ移管しようとする地域污水处理施設を管理する団体について、その団体が法人格を有していない場合でも申請できるようにしたわけだが、関連する法律に抵触するということはないか。答弁、関連する法律に抵触することはございません。

質疑、今回、始良ニュータウンだけが市へ移管するという事になった。移管する条件に該当しない地域もかなりあると思うが、その他の地域への市民に対しても移管をするための条件等を広報し、移管できる・できないという条件の全般的な周知が必要と考えるが、市全域への周知はどのように考えているか。答弁、今回、始良ニュータウンが事前調査申請を出されたことによって、その移管条例に基づいて事務を行ってきたわけですが、事前調査申請を出されていないこの条例に該当する団地につきましても、施設の調査をさせていただいております。また、その調査の結果報告を各団地へ出向き説明しておりますので、この移管の件は、各団地とも認知されていると思います。市全域に対しての移管をするための条件等の周知は、今回、条例の改正を行ったことはインターネット等で公表されると思います。この移管に関する条例の中で、移管の対象となる地域污水处理施設としての条件の一つに、下水処理計画人口500人以上であること等の規定がございますが、これらの条件を満たさなければ、事前調査申請は出せないということになります。随時、各地域から移管に関する条件等の問い合わせ、または移管のご相談がございましたら、これらの条件の内容等をご説明させていただき、対応させていただくしかないと考えます。市全域への周知については検討させていただきます。

質疑、山野の付近は、ほとんどの家庭が単独浄化槽である。移管の対象施設の条件の一つである500人以上の下水処理計画人口というのは、確保できると思うが、これから市町村型合併浄化槽を設置しようという事業が発生した、または発生をさせるとき、担当をする課は下水道課なのか生活環境課なのか、両方の課で協議したことはあるか。また、この地域で污水处理施設を設置した場合、その施設の維持管理は可能か。答弁、污水处理については、一元化を図ろうということで、現在、調整をしようと考えております。合併浄化槽の申請についても污水处理関係ですので、下水道課で対応すべきではないかということで、話を進めていければと考えております。単独浄化槽を合併浄化槽にかえるときに、コミュニティプラントとか、そういうものを考えてやりかえればというような考え方も実際ありますが、今回、調査をした結果、数的に分母が多くないと、その使用料によってその施設の維持管理ができないという結果も出ていますので、今後、検討しないといけない部分が十分あります。今回の始良ニュータウン約1,400世帯の場合、今、国のほうが適正な使用料金として示している1m³当たり150円、平均世帯ですと月額3,500円ぐらいになります。その使用料金額になるように5年ごとに5%上げて35年かけてした場合は、始良ニュータウンは維持管理が可能という結果が出ております。

以上で質疑を終結し、討論に入り討論はなく、採決の結果、議案第88号 開発行為等により設置された地域污水处理施設の始良市への移管に関する条例の一部を改正する条例の件については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

○29番（森川和美君） 二、三お尋ねいたします。大方、委員長に通告いたしておりますので、お答えを願いたいと思います。

まず、この施設は、耐用年数云々と報告もありました。約30年たっているわけですが、いろいろな協議の中での処分場の全体の傷みぐあいというんですか、例えば一番極端に言うと、一番底の部分、コンクリートが厚く打ってあるということは承知しているんですが、そこらのきちとした調査等の内容が明らかになっているのかどうか。

それと……（「森川議員、議案番号はどっちで」と呼ぶ者あり）これは一括でやっていますので、よろしいでしょうか。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）そして、機械の交換等という報告もございましたが、30年たってメンテナンスの部分の部品器具等がどうなのか、そこらの調査があったのかどうか。

それと、使用料の滞納の部分がございますが、30年たちますと大分空き家も出てくると思うんですけども、そこらの内容、そして空き家になった場合の使用料の支払いの分はどのような形になっていくのか、そこもだれもいらっしやらない場合。

それともう一つは、ここの施設が万が一災害等で大きな故障等が出た場合に、保険ということはどうぐらいの保険が掛けられているのか、掛けられていないのか。私、ある保険屋の方から、ほかのホームタウン帖佐、みさと台、朝日ヶ丘、南錦江団地、ここの施設は保険が掛けてない、掛けられないということを知っているんですが、そこらの議論はあったのかどうか。

それともう一点、この送水管の形式というんですか、用水路方式になっているのか、丸い管になっているのか、そこらの調査協議があったのかどうか、お知らせ願いたいと思います。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） たくさん6点ほど質疑をいただきましたが、まず1点目の施設についてですが、前もって通告もしていただきましたので調査いたしました。

まず1点目は、沈砂池、原水槽、調整槽、曝気槽、これも現地を行って調査いたしました。今のところ安全に運転をされておりました。

それから、2点目の維持管理（メンテナンス）についてでございますが、これには費用がたくさんかかるわけですけど、現在は23年度ですが、24年度、25年度、26年度、27年度、28年度ということで、施設設備の関係で、24年度が合計で申し上げます、550万円、25年度が719万円、26年度が375万円、27年度が801万円、28年度が688万円ということで予算化され、計画書ができております。

その中で、議員はこのことについては専門家だと思っておりますが、トランス等の更新に130万、これは24年度、平成25年度が活性炭入れかえに170万円、返送ポンプ更新に120万円、そして27年度に活性炭入れかえに170万円、防塵機更新に250万円、最後の平成28年度が返送ポンプ更新に120万円計画され、予算化されております。現在まだ始良ニュータウン団地組合の所有でございます。

それから、その他、滞納は先ほども申し上げましたように、今議員の質疑は、30年もたつと空き家が出てくると。空き家の滞納はどうするかということですが、これは本日、この条例を可決していただければ、今まだ12月ですから、1月、2月、3月、現年度ありますので、先ほど委員長報告の中にも出てきましたが、残務整理期間というのがありますので、団地管理組合のほうで8人の理事さんを中心に、これはきれいにしてから市のほうに移管をしたいという説明がございました。

それから、保険が掛けてあるのかという件でございますが、これは建物自体には掛けてございません。汚水処理施設機械設備のみに保険が掛けてございます。保険金額は7,000万円、保険会社は東京

海上火災、それから保険料は1年に9万720円となっております。

それからもう一つ、最後だと思うんですが、送水管についてですけど、送水管については、私も現地を説明していただきましたが、一番上のほうの4丁目ですか、4丁目、3丁目、2丁目、1丁目、この処理施設は1丁目の一番始良ニュータウンの入り口にありますが、その送水管が一番上が、4丁目のあたりが200mm、そして中腹が250mm、そしてその汚水処理施設に近づくにつれて300mm、管種はVPですね。ビニール、塩化ビニール管ということで、铸铁管と違って腐ることはない。30年たっても、地震とかそういうのが起きない限り大丈夫だという説明を受けました。

以上です。

○29番（森川和美君） 一つだけもう一遍確認をしておきますが、その処理施設内のコンクリートは厚く打ってあると思うんですけども、コンクリートは幾ら厚く打っても必ず亀裂が入るんですが、そこらの確認というのはできておるのか、そこらの管理組合のほうからの説明等がありましたでしょうか。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） 今の件については、私も最初の現物ですか、上水道でいけば原水、それを沈殿させて、ずっと一通り、最終の思川に放流するところまでを見せてもらいました。その施設でまだ地震とかそういうのでひび割れがきたり、崩れたりというのは、今のところ起きていない。ですから、先ほど保険のことを聞かれましたが、東京海上の汚水処理施設、この機械設備のみの保険ですが、この施設のそれについての保険も掛けてあるという説明がございました。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。まず、議案第87号について討論はありませんか。

○13番（里山和子君） 議案87号 始良市地域下水処理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件について反対討論いたします。

今回のニュータウンの管理組合の提案によりまして、改定料金、消費税を掛けるということで改定、提示された料金と比較しますと、確かに35Lまでは安くなっておりまして、普通二十二、三Lの使用が多いと思うんですけども、各ご家庭では、そのあたりでは27円とか25円とか安くなっておりまして、今回移管をされて料金まで変えるというときに、管理組合が住民説明会はいいいと言っておられるんですけども、住民に説明をすべきだったのではないかということですね。全体をよくわかりやすく説明をする必要があったということと、それから今後5年ごとに5%の料金増額を行うということとを申し合わせみたいにしておられるわけですね。35年かけて、平成59年には1m³当たりで、22m³使用の場合で1m³当たり34円、月額968円の……

○議長（兼田勝久君） 里山議員、今87号の討論ですので、今の35年かけて5年ごと5%以上というく

だりは議案88号です。

○13番（里山和子君） このことが話し合われて、この料金改定になってるんじゃないですか。そのことを含めて言ってるつもりなんですけど。

○議長（兼田勝久君） 今、87号の討論ですので、その部分は88号でやってください。

○13番（里山和子君） 88号ですね。済みません。失礼しました。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第88号について討論はありませんか。

○13番（里山和子君） 議案第88号について反対討論します。

先ほども言ったんですけども、今回の改定で普通ご家庭の平均使用量のところは、二十二、三m³の使用のところは、料金は差額が減りますので、27円から25円ぐらい減額になっておりますので、問題ないとは思いますが、こんだけの大きな改定をし、ニュータウンから施設が市の移管になるわけですから、管理組合のほうでは住民説明会は要らないとおっしゃっているようにですけども、全住民に必要な説明をすべきであったのではないかということと、今後、35年かけて150円まで5年ごとに値上げをしていくということも申し合わされておりますので、1,000円ぐらい上がるわけですよ、平均で。ですから、大変な料金改定になっていく可能性を含めた料金改定になっておりますので、その点では大きな問題が残っているということで、反対討論としておきます。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。まず、議案第87号 始良市地域下水処理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件について、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第87号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第87号 始良市地域下水処理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第88号 開発行為等により設置された地域汚水処理施設の始良市への移管に関する条例の一部を改正する条例の件について、採決します。この採決は起立によって行い

ます。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第88号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第88号 開発行為等により設置された地域污水处理施設の始良市への移管に関する条例の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第5、議案第90号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（有馬研一君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第90号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第10号）の所管部門について、総務常任委員会は、12月15日、16日、19日に開催をし、里山議員発病のために1人欠席をいたしました。そのほかの委員は全員出席をし、関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過と結果について報告いたします。

総務課、転入増による始良地区行政連絡員事業と堂山・木津志簡易郵便局事業の補正です。

財政課、始良庁舎内LAN施設の委託料及び本館始良教育課に情報公開コーナーの設置に伴うカウンターの移設と2号館のカウンター移設及び2階事務室改修工事の計上です。

歳入では、普通交付税や県合併市町村一体化促進支援の補助金等があります。

危機管理室、公用車のガソリン代と道路反射鏡10基分、それに放射線測定器1台分の計上です。

選挙管理委員会は、県議会議員選挙についての減額補正です。

消防総務課、車の燃料費や放射線測定器購入の補正です。

警防課、鹿児島県地域火災予防活動推進費用の補正です。

企画政策課、2月1日調査実施予定の経済センサス活動調査に要する経費の交付内示により、報酬から役務費までのそれぞれの補正です。

情報政策課、職員の扶養家族の増と子ども手当及び共済組合費負担率の改定による、それぞれの補正です。

商工観光課の需用費は、公用車燃料費の不足見込額の計上です。

議会費、加治木総合支所費、蒲生総合支所費、税務総務費、監査委員費については人件費のみの計上でした。

主なる質疑について申し上げます。

質疑、行政連絡員委託補正の理由が転入増と聞いたが、転入者の世帯数の変化はどうなっているのか。始良地区の行政連絡員の委託料になります。当初段階では1万7,800世帯としており、世帯増の数を200世帯と見ております。結果的には700世帯の増となったために、今回の補正をお願いしているものです。

質疑、合併市町村一体化促進支援補助金の概要と交付措置のパーセントを示せ。答弁、この補助金は、合併後の平成22年度から26年度までの5年間の県単の補助金です。合併した市町村が速やかな一

体感の醸成ができるように、ソフト事業、ハード事業それぞれに効果を出すような事業について該当するものでありますが、限度額を始良市では3億円として交付されます。交付税措置は、原則として元利償還金の40%ですが、例外として、内容によりましては50%に引き上げられるものもあります。

質疑、警報機がついている家庭のパーセンテージと、今回の補助金の件数はどれくらいを見込んでいるのか。答弁、12月現在、市全体で66.7%、始良地区で67%、加治木地区で63.8%、蒲生地区で73.8%です。現在、留守宅のところを再度訪問しているとのこと。補助対象については、今年、白男分団が手を挙げられました。上限20万円ということで、1日5,000円で40人分になります。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第90号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第10号）の所管部門は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 委員長、降壇。

○議長（兼田勝久君） 次に、市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 登 壇

引き続き、市民福祉常任委員会に付託されました議案第90号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第10号）の審査と結果を報告いたします。

当委員会は、12月13、15、16日、関係職員の出席を求め詳細に審査しました。

まず市民生活部関係について申し上げます。

歳出ですが、保健衛生総務費は、現在進行中の健康増進計画策定に伴う健康づくり審議会委員の報酬を追加し、報償費を減額する組み換えです。

環境衛生費は、単価の高騰及びごみの不法投棄監視の巡回により燃料費不足が見込まれる燃料費と、単独浄化槽の撤去事業の補助金、塵芥処理費は、始良地区の目木金処分場浸出水処理施設整備の修繕料による増額です。

次に歳入ですが、衛生費国庫補助金、衛生費県補助金で、単独浄化槽撤去事業費補助分が増額、また雑入で、日本容器包装リサイクル協会へのペットボトル・プラスチックの搬出による収入が増加されております。

以上のような説明を受け、主なる質疑を申し上げます。

生活環境のところですが、質疑、環境衛生費の燃料費の補正について、自動車の燃料費が不足したということは、不法投棄監視員が多く巡回されているということか。不法投棄がとまらないということか。ガソリンの高騰と割合的にはどちらが大きいのか。答弁、ことしから加治木と蒲生にも不法投棄監視員を常駐していただいたので、昨年より伸びております。割合的にはガソリンの高騰より走行距離がふえたことによるものです。

環境施設課関係の質疑ですが、質疑、斎場、清掃センター、クリーンセンターの燃料費については、このような燃料費の高騰による不足は毎年あったのか。答弁、これだけ高騰するのは何年かぶりです。

通常の年ですと、4月以降灯油の需要が減るので安くなりますが、3月の震災の関係で価格が下がらず、さらに冬場に上がったようです。本来なら円高で価格も下がるのでしょうけれど、原油の高騰と震災による国内での灯油不足が原因のようです。

健康増進課、質疑、健康づくり審議会の委員の男女比はどうなっているのか。また健康づくり策定委員会の進捗状況はどうなっているか。答弁、審議会の男女比は、委員16人中女性は4人です。健康づくり策定委員会は、昨日で委員会を終了し、22日から1カ月間、パブリックコメントにかける段階に来ております。パブリックコメントで市民の声を受けて大きな変更がない場合は、審議会に諮問する予定です。

次に、福祉部関係について概要申し上げます。

歳出ですが、障害福祉費は利用者の増、事業所の新体系移行に伴う給付費増並びに自立支援法改正に伴い新設された同行援護、グループホーム・ケアホーム利用者への家賃助成等の自立支援給付費のほか、移動支援、日中一時支援の利用増及び新体系移行に伴う事業運営安定化事業等の特別対策事業の増額です。

高齢者福祉費は、特別養護老人ホームのユニット化に伴う低所得者利用者負担対策費の増加分。

介護保険費は、介護給付費、地域支援事業費の補正に伴う介護保険事業勘定への繰出金。

児童福祉費は、子ども手当特別措置法の施行に伴う経費とひとり親家庭等医療費、私立保育園の入所児童の年齢区分及び措置児童数の増減に伴う不足見込み額。

また重富保育所のトイレ便器の修繕料、老朽化した冷蔵庫の買いかえにかかる費用。

さらに、児童扶養手当等及び次世代育成支援対策交付金、母子生活支援施設及び助産施設の実績報告に伴う返納金。

生活保護費は、平成22年度の生活保護国庫負担金の確定に伴う返納金です。

次に歳入ですが、今回の補正は、歳出補正予算に基づいた国庫補助金等歳入見込み額の増額です。

以上のような説明を受け、質疑に入り、質疑の主なものを申し上げます。

児童福祉課関係ですが、質疑、重富保育所のトイレの故障と重富保育所の冷蔵庫の故障の内容はどのようなものか。これ質疑となっておりますが、答弁でございます。重富保育所の修繕は、昭和57年に保育所建設以来使用している便器2基が目詰まりによる修理を重ねても汚水がたびたび逆流するため、また冷蔵庫は平成10年式で老朽化による電源の故障によるものです。

質疑、10月からの子ども手当の改正内容はどのようなものだったか。また、金額はこれまでより上がるのか下がるのか。答弁、改正というより新しい制度になりまして、3歳未満が1万5,000円、3歳以降が中学生まで一律1万円、3歳以上小学校修了前の第3子以降は1人1万5,000円を支給するという制度になっております。3歳未満と3歳以上小学校修了前の第3子以降については2,000円上がりましたが、中学生や3歳以上については3,000円下がりました。

障害福祉課関係の質疑、障がい児デイサービスは、市内外で8カ所の事業所に利用があり、うち2カ所が市内であるが、利用状況はどうか。また利用に当たっての受益者負担はどのくらいか。答弁、市内の事業所が65人、かけ持ちが11人、市外事業所が17人、かけ持ち2人です。児童デイの利用者負担は、非課税世帯は無料、課税世帯は、本来は1割の負担が発生するのですが、市の単独補助をしておりますので、すべて無料です。

質疑、今後さらに拡充していくべきだと思うが、どう考えるか。答弁、昨年4月の時点で利用者は34人、月の延べ利用実日数は153日でしたが、昨年7月に市内に新規事業者ができましたので、直

近のデータだと利用者は86人、実延べ利用日数は529日となっております。今後は基盤的なものが整備されていきますので、解消はされていくものではないかと思えます。

以上で質疑を終了し、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、さきの議案第83号 始良市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件に反対していた。それが今回の補正予算に反映されていることから反対討論とする。

そのほか討論はなく、採決の結果、議案第90号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第10号）のうち、市民福祉常任委員会に付託された議案は、賛成多数で原案可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（笹井義一君） 登 壇

引き続き、産業文教常任委員会に付託されました議案第90号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第10号）の審査の経過と結果を報告いたします。

委員会は、全委員出席のもと、12月15日と19日に開催しました。15日は部長以下担当職員の出席を求めて詳細に審査いたしました。

農業委員会について報告いたします。

今回の補正は、農業者年金業務委託手数料の交付金額3万3,000円の増額に伴うもので、役務費に充当するものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、始良市で農業者年金を受給している方は何人か。加入者は今後ふえるのか。答弁、県農業会議から農業者年金の加入者をふやすよう依頼がありますが、国民年金にプラスして払わなければならないため負担が大きく、加入者の増加は難しい状況です。現在、受給者会は加入者が240人おり、納めている方は12人です。年度内にさらに1人の増加を目指しております。

農林水産部、農林水産部に関する歳入歳出の主なものについて報告いたします。ここでは条例に関する給与等のは省略してございます。ご承知ください。

農政課、農業振興費の歳出補正の主なものは、中山間地域等直接支払交付金事業において、蒲生地区3集落（新留、三大字、柘野）が新たに集落協定締結を行ったこと、及び1集落の再編（北山上、堂山、山花）並びに4集落の対象面積が増加したことにより、交付金767万2,000円を増額したものです。

耕地課、農地費は、用排水施設整備事業、農業用河川工作物応急対策事業、農村振興総合整備事業——これは中山間地域総合整備事業を含みます。及び農地環境整備事業の現時点での事業費確定による負担金の調整額の計上並びに、ほ場整備によって新設された農道舗装を行うための工事請負費の計上です。

負担金減額の主な要因は、平成22年度を境にして農業基盤整備関係予算が大幅に削減されているこ

とによるものです。農村振興総合整備事業は、平成17年度に事業を開始し、本来6年の期間で完了する予定が、なかなか進捗しない状況です。

地区ごとの事業費ベースの要求額と交付額の比較は以下のとおりです。

農村振興総合整備事業、始良地区の生産基盤4,000万円の要求に対しまして1,574万円の交付。同じく始良地区の生活基盤7,300万円の要求に対して106万円の交付。農村振興総合整備事業、加治木地区生産基盤で2億2,000万円の要求に対して3,912万円。同じく農村振興総合整備事業で加治木地区の生活基盤8,000万円に対して1億220万円の交付がありました。これは市来原の営農飲雑用水整備費用として、特別交付されたものでございます。

県営用排水施設整備事業（始良、上名地区）3,736万円が2,115万円。中山間地域総合整備事業（蒲生地区生産基盤）4,700万円に対して3,416万5,000円。これと少し離れますが、農道舗装工事は、農村振興総合整備事業木田地区の3路線640mで1,000万円であります。

次に、林務水産課について申し上げます。

林業振興費は、鳥インフルエンザが発生した場合に備えての警戒用看板作成にかかる経費の計上と森林整備・林業木材産業活性化推進事業を導入して、木材加工流通施設等の整備を行う、始良西部森林組合に国が市を通じて事業費の50%を補助するものです。

森林整備・林業木材産業活性化推進事業は、始良西部森林組合が申請したもので、木材運搬用10tトラックと2.5tフォークローダー各1台を導入するための推進補助金1,275万円の増額です。

治山林道費は、県単林道整備及び補助治山事業において、当初6カ所の予定が4カ所採択され、事業費確定による減額補正です。採択されなかった対象地区は以下のとおりです。県費単独補助治山事業（寺師屏風迫地区）474万円の減額、県単林道整備事業（大塚線舗装工事）500万円の減額。

次に、災害復旧費は、9月の台風15号により被災した農地1カ所、農業用施設1カ所の復旧経費408万9,000円の増額です。

歳入について申し上げます。

歳入の内訳は、県補助金1,578万2,000円の増額、負担金3,276万6,000円の減額、市債2,100万円の減額です。

質疑の主なものを申し上げます。

農政課関係、質疑、集落協定に3地区が加入とあるが、いきさつを説明せよ。答弁、昨年から3期対策が始まりました。3期対策の初年度には、集落の話し合いがまとまらず、2年目でようやくまとまり締結されました。

耕地課関係です。質疑、予算の激減はずっと続くのか。答弁、当初予算では要求するのですが、事業費については厳しい状況です。

林務水産課関係、質疑、鳥インフルエンザの看板はどこに設置するのか。答弁、渡り鳥が飛来する加治木・始良地区の海岸部の道路付近及び住吉池公園の駐車場等に設置する予定です。

質疑、県単の治山事業と林道整備事業が採択されなかった理由は何か。答弁、県の予算がないため採択されなかった。24年度以降も要求します。

質疑、林業振興費のトラックとフォークローダーの管理はどこがするのか。答弁、森林組合が直轄で管理します。

次に、教育部について報告いたします。

教育総務課、加治木中学校に太陽光発電一式を寄贈していただき、来年3月に寄贈式を予定してお

り、寄贈者を招待するための経費、費用弁償15万6,000円を増額。

三船小学校耐震補強工事の執行残863万4,000円の減額。

特別支援教室（小学校3校、中学校1校の新設及び小学校1校）の増員に対応するための学校施設改修工事費800万円と施設の備品購入費16万円の増額。

蒲生町西浦の南国バス転回所の現状復帰工事費132万4,000円増額です。

学校教育課、平成24年度に小学校新1年生用防犯ブザーの購入費の消耗品費53万5,000円と小学校3校及び中学校1校の特別支援学級の新設及び増員に対応するための教材用備品の購入費67万6,000円の増額が主なものです。

社会教育課関係、平成24年2月に生涯学習推進大会を開催する予定で、大会時の講師謝金38万円の増額。

始良公民館大ホールの空調施設のダクト部分の雨漏り修繕のための修繕費101万3,000円の増額。

国登録有形文化財森山家住宅、これは加治木の性応寺であります、の住宅部分の寄附申し込みがあったため、分筆測量業務委託費33万円の増額が主なものです。

図書館、新図書館システム導入に伴う電気代、通信料、ソフト使用料55万1,000円の増額が主なものです。

保健体育課、市体育協会の補助金の執行残113万7,000円の減額と全国大会出場者の出場補助金の見込み額100万の増額及び蒲生学校給食センターの修繕費50万円が主なものです。

歳入は、国庫補助金445万2,000円の減額、県委託金27万5,000円及び雑入38万円は、交付決定による調整額による増額、小学校債280万円は、学校施設整備費にかかる増額等が主なものです。

質疑の主なものを申し上げます。

教育総務課、質疑、特別支援教室改修工事について、特別支援教室の場所が蒲生小は建物の端にあり、建昌小は建物の中央に位置しているが、その理由を示せ。答弁、蒲生小学校と建昌小学校の特別支援教室は、既存の特別支援教室を改修することになっております。

質疑、特別支援教室について、対象となる児童は几人か。答弁、来年度4月の予定です。建昌小学校では、自閉症・情緒障がいのある児童が2年生2人、4年生1人で合計3人です。蒲生小学校では自閉症・情緒障がいのある児童が1年生1人、4年生1人、5年生1人で合計3人です。

質疑、中学校の修繕料はどこの要望か。答弁、5中学校の体育館の水銀灯や誘導灯、防火戸のストッパー等の修繕などで、小さなものから大きなものまで計上しております。卒業あるいは入学時に対応するためのものであります。

学校教育課、質疑、防犯ブザーは、去年から新1年生に配布している。以前から配布している始良地区では、高学年の児童も所持しているが、加治木・蒲生地区では持っていない児童もいるのではないか。答弁、旧始良町の事業でしたので、始良地区の学校では全員に配布していますが、蒲生・加治木地区では、小学校2年生までしか配布しておりません。

質疑、防犯ブザーは加治木小学校においてはP T A負担でそろえているが、始良市内の小学校全体に配布する考えはないか。答弁、市内の小学校がどのような状況か把握して、必要であれば検討したい。

社会教育課、質疑、国登録有形文化財である森山家住宅の分筆測量業務委託料とあるが、どのような内容か。答弁、国登録有形文化財である森山住宅の全敷地のうち家屋・敷地の3分の2の敷地を市へ寄付の申し出を受けて、分筆測量を業務委託するものです。

質疑、国登録有形文化財である森山家住宅には、現在家主が住んでいると思うが、どうするのか。答弁、弁護士にも相談して、寄付の方法について指導を受けており、分筆後に死因贈与契約を締結する予定としております。

図書館、質疑、使用料及び賃借料で図書システムサービス利用とあるが、利用の内容を示せ。答弁、図書の貸し出しや返却、図書の予約や管理等、図書館の事務を総合的に利用できるようになります。このシステム統合により、利用者カード1枚で、始良中央図書館、加治木図書館、蒲生公民館図書室の図書資料を借りることができます。どこでも返却できます。

保健体育課は、特に報告するような質疑はございませんでした。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第90号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第10号）のうち、産業文教常任委員会に付託された議案は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業文教委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） 登壇

引き続き、建設水道常任委員会に付託されました議案第90号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第10号）の審査の経過と結果について、報告いたします。

委員会は、全委員出席のもと、12月15日及び12月19日の両日開会し、関係職員の出席を求め、審査いたしました。

まず、概要を申し上げます。

今回の歳出補正予算は、主に社会資本整備総合交付金事業補助金の追加交付を受けた市道木田本通線の整備工事費、県単道路整備事業の事業費増額に伴う負担金及び市道の維持補修にかかる重機借上料の増額補正であります。これら土木費関係の補正額は、3,291万9,000円の増額となります。

次に、歳入について申し上げます。

歳入につきましては、社会資本整備総合交付金、地方債及び一般財源で対処しております。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

質疑、社会資本整備総合交付金の交付決定は、いつされたか。また、この社会資本整備総合交付金事業の木田本通線の工事は、明許繰越はないのか。

答弁、内示は10月27日付できておりますが、交付決定はされておられません。東日本大震災復興にある程度のめどがついたことから、国レベルでの保留分が解除になったことでの補正となります。また、この工事は明許繰越になると思います。発注して繰越しという工程でいきたいと考えております。

質疑、道路新設改良費、工事請負費の工事場所と工事の距離を示せ。答弁、工事場所は、加治木地区木田本通線の郵便局の交差点あたりまでで、工事の距離は、今回の100m分を合わせて520mを予定しています。

質疑、道路新設改良費、負担金補助及び交付金の県単道路整備事業負担金1,144万8,000円の事業内容を示せ。答弁、伊集院・蒲生・溝辺線の蒲生工区が橋梁の設計委託の費用、下手・山田・帖佐線の山田工区が用地補償と橋梁の設計委託の費用、十三谷・重富線の北山工区が北山小学校から宮脇公民館の周辺の測量設計業務委託費用、十三谷・重富線の船津工区が船津グラウンド前の道路改良です。

以上で質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決の結果、議案第90号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第10号）のうち、建設水道常任委員会に付託されました議案については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

○24番（堀 広子君） 議案第90号の平成23年度始良市一般会計補正予算に反対の立場で討論に参加いたします。

人事院勧告に基づきまして、職員の給与の引き下げが今回の補正予算に計上されております。職員の給与を引き下げるということは、職員の士気も下がり、景気や地域の経済にも影響が及んでまいります。人勤を根拠にした人件費削減額、これが総額760万円にもなるということでもございました。その影響が今回の補正予算にも計上されていることから、反対といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各常任委員長の報告は、原案可決です。議案第90号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第10号）は、各常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第90号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第10号）は各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

ここでしばらく休憩します。10分程度といたします。追加議案の配付をいたします。

(午前11時38分休憩)

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時48分開議)

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま市長より、議案第124号 平成23年度始良市一般会計

補正予算（第11号）が提出されました。これを日程に追加し、日程第1として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。議案第124号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 追加日程第1、議案第124号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

議案第124号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第11号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、須崎地区公共用地の土地購入費及び市議会議員補欠選挙にかかる経費を計上いたしました。

まず、お手元の予算書8ページの総務費の財産管理費9,116万9,000円の追加は、始良市加治木町木田1377番地19、須崎地区公共用地内の5,471m²を始良市土地開発公社から購入するための土地購入費であります。

9ページの選挙費657万9,000円の追加は、平成24年1月15日執行予定の市議会議員補欠選挙経費であります。

以上、歳出予算につきまして申し上げましたが、これらの補正総額は9,774万8,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は278億9,091万円となります。

この財源といたしましては、6ページ及び7ページに掲げてありますように、財政調整基金繰入金9,000万円及び前年度繰越金774万8,000円で対処いたしました。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（兼田勝久君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（田口幸一君） 今市長が説明していただきましたが、8ページのこの土地購入費9,116万9,000円ですけど、ここに須崎地区公共用地ちゅうのが、さきに配付されております。きょうの追加議案をお願いする部分ということで。これが、面積が5,471m²、金額が今ここに8ページに掲げてありますように9,116万9,000円、これを割ってみますと1m²当たり1万6,664円、この前に議決にありました2億4,650万円、これが1万4,792m²で、同じくこれを1m²当たりをしてありますと、1万6,664円と全く一致します。

私が質疑したいのは、さきの質疑でも申し上げたと思うんですが、始良市土地開発公社から始良市が買い上げるということになりますが、この1万6,664円というのが、私は前、不動産鑑定士を入れたのかということで質疑を申し上げたと思うんですが、この1万6,664円というのが妥当な、まあ始良市土地開発公社から始良市が購入するわけですから、この価額1m²当たり1万6,664円というのが、

妥当な価額なのかどうか、その一点をお尋ねをいたします。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 今の単価につきまして、ご説明を申し上げます。

先ほどの先般の質疑の中でも不動産鑑定士のお話がありました。本来不動産鑑定士による評価を入れたほうが、本来は妥当性の確認というのはとれるというのは、私たちも承知しております。

ただ、この土地を購入にあたりましては、始良市土地開発公社に、旧町時代でございますけれども、依頼をしておりましたので、先行取得の依頼、それに伴う経費——通称簿価というような表現をさせていただいておりますけれども、その額、そして面積、それを購入するために割り出した額が、この1万6,664円という額になっております。

その妥当性を若干探る部分でご説明を申し上げるならば、近隣の路線価というのが固定資産の関係でございます。それが、およそ1万3,000円程度でございます。これをちょっと割り戻した額でしますと1万8,000円程度という額になりますので、その額に比べれば安い価格というような考え方を持っております。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） はい。了解しました。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第124号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第124号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第124号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第11号）は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第6、議案第125号 平成23年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

議案第125号 平成23年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、簡易水道施設管理費及び飲料水供給施設管理費の修繕料を計上いたしました。

まず、お手元の予算書6ページの簡易水道等施設費について申し上げます。

簡易水道施設管理費141万3,000円の追加は、緊急漏水の修理費用5件分と施設機器類の故障等に対処するための修繕料であります。

7ページの飲料水供給施設管理費50万円の追加は、緊急漏水の修理費用2件分と施設機器類の故障等に対処するための修繕料であります。

以上、歳出予算につきまして申し上げますが、これらの補正総額は191万3,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算規模は1億4,736万8,000円となります。

この財源といたしましては、5ページに掲げてありますように、前年度繰越金191万4,000円で対処いたしました。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（兼田勝久君） 提案理由の説明が終わりました。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（田口幸一君） 所管ではございますが、即決ですでお尋ねをいたします。

今、市長が提案理由の説明を述べられましたが、この緊急漏水の修理費用5件分というのは、今後予想されるものということで、どういうものかということを実は、今後の予想を5件分計上するんだと。それから施設機器類の故障、これも今後の見込みだということです。

飲料水供給施設、7ページですけど、今後予想される緊急漏水の修理費用2件分、施設機器類の故障、今後予想されるのをこう何ですか、今141万3,000円、そして飲料水供給施設が50万円の追加をするということですが、これは、昨年度もこういうような事態で予算化されたのか。今現在、漏水が非常に多いから年度末に向けてこの予算措置をするんですよということなのか。その辺を説明をしてください。

それで、5ページの財源は、前年度繰越金で対処となっておりますが、私はいつも聞きますが、残りの留保分は幾らですか。

○水道事業部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

今回、簡易水道施設費で5件、漏水について、飲供について2件、予算措置をお願いしておりますが、現在九月份っておりますが、本年度はもう簡水については14件起こっております。昨年度が十二月で11件ございました。

この漏水頻度を十二月換算した場合に、あと簡水については5件、飲料水供給施設については十二月換算しますと、飲供の場合が、昨年度で十二月で2件、本年度が現在九月でもう4件発生しており

ます。この漏水頻度を十二月換算しますと6件となりますので、2件計上しておりますので4件追加と。

漏水の場所については、想定が不可能ですが、現在の漏水状況を見ますと、給水開始してもう32年経った加治木の上場の西、それと始良の整備、これが昭和49年給水開始をして37年ほど経っております。現在まで簡水が14件、漏水工事が起こっておりますが、そのうちの上場地区が11件というような状況でございます。経年による漏水かと思いますが、今後のその今回お願いする箇所につきましても、上場・成美地区の漏水が発生するであろうということで計上しております。

それと、1件当たり20万計上しておりますが、それで大体簡水の場合が5件ですので100万と。そして、残りの40万程度を、今後冬場になりまして凍結等によるメーターの修繕とかもろもろがございますので、同等に飲供についても同じような措置をしているところでございます。

それと、留保資金についてはというご質問でございますが、決算による繰越額が191万4,000円ございましたので、これをすべて充てておりますので、留保のお金というのはございません。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） はい。了解。

○29番（森川和美君） 2点お尋ねいたしますが、まず、この時期にこの漏水に関する追加の補正をするということについて、市長は、どのようにお考えしていらっしゃるかどうか。

もう一点は、今の同僚議員の質疑の答弁の中で、漏水箇所は不可能だと、発見はですね。そうしますと、現在のこの漏水箇所の発見の技術というんですか、システムというのは、どのような体制なんですか。そこをお知らせください。

○市長（笹山義弘君） 簡水につきましても、飲供につきましても、安定的な供給ということで心がけている中で、しかし、この会計については大変厳しい状況にありまして、当初では、その前年度の実績等を見込みまして、でき得る限り実態に即した予算措置をしているところでございますが、先ほどご説明申し上げましたように、不測の事態といえますか、昨年よりもそういう件数がふえたということに対処するための措置でありますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

○水道事業部長（蔵町芳郎君） 最初のご質問ですが、なぜこの時期かというご質問ですが、当初予算で今市長が述べられたような形で予算措置をしておりますが、本年度は、特に11月24日から12月6日まで、簡水については9件漏水等の修繕が発生しております。そういうことで今回追加でお願いしておりますが、予算作成上、本年度の12月補正の予算作成をした後に、このように多く発生したことから追加でお願いするものでございます。

それと、漏水の探知方法ですが、当然路面に出てきた状態で漏水がわかるわけですが、地面の状況によって、その箇所ではないということで漏水探知機がございます。音によって場所を確定するものでございますが、そのような漏水探知機で箇所については場所を決めて、指定工事店のほうに依頼をして修繕を行っているところでございます。

以上でございます。

○29番（森川和美君） 最初のこの時期の質疑と重なっておるんですが、ということは、その本市の水道関係の技術者及びその発見をする発見機ちゅうんですかね、そこらが現在の時勢にあっていないというふうに理解してよろしいんですかね。

例えば、最高級の技術者を取り入れる、採用する、あるいはそういった発見機の新式のもう100%感知できるようなそういった器具というのは、購入は厳しいのかどうかですね。

それと、有収率は、実態としてどうなんですかね。その各箇所においては、特別な有収率の変化ちゅうのは、とらえていらっしゃるかどうかですね。

○水道事業部長（蔵町芳郎君） 技術者のことですが、本市の水道事業部には、現在水道技術管理者が6名おります。また、今11月でしたか、福岡のほうに研修に行って、本年度、来年の5月に1人、もう1人、水道技術者がふえる予定でございます。これで7名の水道技術者が水道事業部内にはおります。そういうことで漏水処置とかその技術面に関しては、何ら不足することはないと考えております。

それと、漏水探知機の件でございますが、現在、旧町時代にありました漏水探知機がございますので、それに対応しております。

それと、有収率の関係で、漏水が現在発見されない漏水があるわけですが、それについても今回委託業者をお願いするような予算措置をしております。各仕切り弁等で、二次元的にその漏水箇所を発見するというような方法でございまして、有収率の向上に今後も努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○29番（森川和美君） はい。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（里山和子君） ことしで14件、上場で11件漏水があったということで、何か東京あたりでは3%ぐらいしか何か漏水率というのはないそうなんですけど、この非常に間に合わせ的に予算を組んでいるんですけど、抜本的にこの管網の整備をしていく必要性はないのかどうか。一番古いものでどのぐらい経っているのかどうか。そのあたりをお聞かせください。

○水道事業部長（蔵町芳郎君） 間に合わせ的な予算措置ではないと考えておりますが、今後の漏水に向けての予算措置でございます。

それと、経年的なことで申し上げますと、簡易水道が、蒲生2カ所、始良2カ所、加治木2カ所ございますが、まず始良については、成美地区、これが昭和49年、これが37年経過しております。白浜が平成10年、これはまだそう経っておりませんが、それと加治木の上場地区に、上場の西がございしますが、これが昭和54年、32年経過しております。それと、獄・雛場地区が平成14年ですので、これも新しいという。それと上場の西ですか、これが平成3年でございます。

それともう一つが、これは、先ほど上場が簡水としては給水区1カ所になっておりますが、西と東に分かれております。もう一つの加治木の簡水につきましては中野地区、先般の予算で小牧地区の件でお願いした箇所でございますが、これが平成14年、それと漆が——蒲生ですが、漆が漆下と上で年

度が違いますが、平成15年、それと平成21年、西浦が平成18年でございます。

先ほども申し上げましたが、始良の成美地区と加治木の上場地区が、経年が30年を超しているという状況でございます。

以上でございます。

○13番（里山和子君） 始良の成美地区と加治木の上場地区ですか、32年とか37年経過しているようでございますので、このように漏水しては大変非常に困ると思いますので、管網のこの整備点検と申しますか、漏水しているようなところは、特に注意して点検をしていただき、管等を取りかえないといけない場合は、そういう計画を立てていただきたいと思いますんですけども、そのあたりについていかがでしょうか。

○水道事業部長（蔵町芳郎君） 議員が申されるようなことを通常やっておりますが、それ以上に漏水の箇所を発見に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第125号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第125号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第125号 平成23年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。昼の会議は、1時20分から開会いたします。

（午後0時15分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時14分開議）

○議長（兼田勝久君）

日程第7、議案第91号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）

日程第8、議案第93号 平成23年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）

を一括議題とします。

○議長（兼田勝久君） 市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第91号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）の審査と結果を報告いたします。

当委員会は、12月15日・16日に開催し、関係職員の出席を求め詳細に審査しました。

概要説明でございますが、今回の補正は、一般被保険者等の療養給付費、療養費、高額療養費の実績見込み及び前年度実績に基づく国・県への返還金の経費の増額で、財源は、国民健康保険税、国の負担金、療養給付費等交付金、基金からの繰入金等です。

以上の説明を受け、質疑に入り、質疑の主なものを申し上げます。

質疑、合併時のさまざまな状況を踏まえ、交付金等に特別な取り扱いがあったのか。答弁、財政調整交付金や前期高齢者交付金などは、21年度までは旧3町それぞれの規模での調整でありましたが、合併後の22年度は、始良市一本の調整となることから、前期高齢者交付金は減額となり、また後期高齢者納付金も逆に前年度より下がっておりますので、合併で特に増額された部分はありません。

質疑、前期高齢者交付金の調整率は、前回と比較してどのくらい下がったのか。答弁、21年度の旧3町での交付金額22億8,000万円が、合併後の22年度では19億2,000万円に減額調整され、今年も概算交付額通知では、22億1,000万円であったものが、前々年度清算を含めて19億8,000円万円に調整率で減額されています。

以上のような質疑終了後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で、議案第91号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号 平成23年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）の審査と結果を報告いたします。

説明で、今回の補正は、認定調査費にかかる事務費の過不足に伴う補正と、介護給付費等の過不足に伴う補正です。

質疑、認定者がこれまでになく増加しているが、動向はどうか。答弁、今後団塊の世代の方々が65歳になられて、第1号保険者に入ってこられます。

1カ月で見ますと、65歳に到達された方が100名くらいふえていき、亡くなる方が50名くらいなので、月に50名くらいずつふえていくことになります。

認定者は、65歳以上が6人に1人、75歳以上は3人に1人と年々ふえていきますので、今後団塊の方々が急速に増加すれば、要介護者はさらに増加すると考えられます。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第93号 平成23年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）は全員賛成で原案可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。まず、議案第91号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第93号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。まず、議案第91号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第91号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第91号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第93号 平成23年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第93号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第93号 平成23年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（兼田勝久君）

日程第9、議案第95号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件

日程第10、議案第98号 財産の取得に関する件

を一括議題とします。

○議長（兼田勝久君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（有馬研一君） 登壇

ただいま議題となりました議案第95号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件について、総務常任委員会は、12月15日、16日、19日に開催をし、委員1人欠席のほか、すべての委員は出席の

もと、関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過と結果について報告いたします。

蒲生地域では、人口減少や高齢化など課題対策として、さまざまな事業についてのソフト・ハード両面において、国庫補助率のかさ上げや地方債等の支援措置を受け、過疎債の活用を図り、各種の事業を推進しております。

今回、防災無線のデジタル化にかかる事業追加や、小学校6年以下の児童にかかる医療費助成、消防施設の整備にかかる事業追加など、同計画の一部を変更するものです。

主な質疑を申し上げます。

質疑、一部変更のメリットは何か。答弁、事業の追加または大幅な事業量の増減など計画全体に影響を及ぼす場合、過疎法に基づく財政上の特別措置及びその他の特別措置の活用の際し、事業計画の変更が必要となるため行うものです。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第95号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号 財産の取得に関する件について、総務常任委員会は、12月16日と19日に開催をし、1人欠席のほか全委員出席のもと審査をしましたので、その経過と結果について報告をいたします。

取得する財産は、土地、始良市加治木町木田1377番19の一部です。地目は、雑種地、面積は1万4,792m²、取得の目的は、企業誘致のためです。取得の方法は随時契約、取得価格が2億4,650万円、取得の相手は、始良市宮島町26番地、始良市土地開発公社常務理事西慎一郎氏であります。

主な質疑について申し上げます。

質疑、買取価格は、須崎用地については、変わらないのですか。答弁、新市になりまして以降、購入は10年程度を見越しております。総額で幾らということ。本来ならば、企業に売る分ずつ購入できれば一番理想ですが、先が見通せませんので、予算の範囲内で年次購入しております。平米価格は変わりません。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第98号 財産の取得に関する件は、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。まず、議案第95号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第98号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。まず、議案第95号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第95号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第95号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第98号 財産の取得に関する件について採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第98号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第98号 財産の取得に関する件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君）

日程第11、議案第99号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（龍門滝温泉）

日程第12、議案第100号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（住吉池公園）

を一括議題とします。

○議長（兼田勝久君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（有馬研一君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第99号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（龍門滝温泉）について、総務常任委員会は、12月15日と19日に開催をし、1人欠席のほか、全委員出席のもと審査しましたので、その経過と結果について報告をいたします。

今回は2社の応募があり、選定委員会により、事業計画による運営が平等に利用の確保ができるか、また、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるか、管理運営に経費の縮減が図れるかなど、8項目の評価基準で審査をされて、総合的にまさっていたこと、また、方針として、心と体のいやしの湯「龍門滝温泉」を基本コンセプトに2年半の指定管理者としての実績（来場者2割の増加と、売上高8.8%増であり、前回は指定管理料が80万円だったが、今回はゼロ円です。アンケートによる満足度は、80から90%であった）を踏まえて、地方企業ならではの機敏性と建設業という専門性を生かした維持管理に努め、総合的サービスの向上を図ることなどを期待し評価されて、福永建設株式会社に指定管理者を行わせることが適切であると判断し、選定をしたものです。

主なる質疑について申し上げます。質疑、2社の応募があつて、どうやって比較すればよいのかわからない。もう一つの会社がどういう提案があつたのか。このような問題は透明性が大切だと思う。答弁、企業は、このような提案を他の市町村でも提案される。提案内容は企業ノウハウと思っている。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、反対討論で、複数の応募があつたにもかかわらず、点数のみの資料で判断をすることは難しいとの討論がありました。

採決の結果、議案第99号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（龍門滝温泉）は、賛成多数で

可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（住吉池公園）について、総務常任委員会は、12月15日と19日に開催をし、1人欠席のほか、全委員の出席のもと審査をしましたので、その経過と結果について報告をいたします。

今回の応募者は1社であります。この特定非営利活動法人パブリックマネジメント鹿児島は、平成17年8月に設立、従業員数10名、主な業務内容は、保険、医療または福祉の増進を図る活動を有し、官公庁、病院、ホテル、オフィスビル等の環境衛生管理業務等です。過去4年間の指定管理に関しては、特別な問題が発生するようなこともなく、適正な維持管理に努められ、公園の美観も保たれました。イベントとしては、観光協会主催の住吉公園釣り大会が開催されておりますが、22年度から公園整備を行っているので、今回は集客にかかるイベント等の取り組みなどをして活性化されることを期待して、指定管理者として選定をされました。

主なる質疑について申し上げます。質疑、指定管理者導入後の利用者の動向はどうなっているか。答弁、利用者は減少している。管理面だけではなく、イベント開催等による集客努力に努めるようお願いをしていきたい。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第100号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（住吉池公園）は、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

○29番（森川和美君） 1つだけ、この議案第99号の件についてお尋ねをいたします。

概要説明の中にも前指定管理者のさまざまな営業努力によって、利用者及び売上高が増ということから、指定管理料が今回ゼロになったという報告、また資料等にもございますが、そこでお尋ねをしたいのは、利用料の増、それから、その他の部分がこれ売り上げ増あたりになっているわけですかね。そうしますと、指定管理料を除いても、なおかつ我々に渡された資料の中は、約600万から700万の黒になっておりますわけですが、そういったところでその利用料の、いわゆる入浴料ですかね、そういったものに関する議論というのはなかったのかどうかですね。

それと、人件費が、この施設の内容からいくと非常に高どまっておるんですが、その辺の議論、あるいはその他の支出のところでは1,700万という大きなその他の支出があるわけですが、そこらの調査、議論というのはなかったのかどうか、お知らせ願いたいと思います。

○総務常任委員長（有馬研一君） お答えします。

今、収入増ということで来訪者が2%の増加、それから売り上げが8.8%です。これはすべて物販から含めてのものでございまして、あと人件費、その他がちょっと高どまりということでございますけれども、14名で運営をしておるんですけれども、その給与面までは議題に上がりませんでした。

そういうことで、とりあえずこの期間内にいろんな施策をば講じてやって、こういう結果が出ているということでございます。

○29番（森川和美君） もう一点お尋ねします。

この概要説明の中で、地元企業ならではの機敏性と建設業という専門性を生かし、管理に努めて、総合的サービスの向上を図ることが期待というふうな説明を受けていらっしゃるわけですが、この指定管理者は、市内では有数の建設業ということですよ。さまざまな工事あたりにも指名に入っておられるんですが、そういった観点の議論はございませんでしたか。

○総務常任委員長（有馬研一君） 地元の機敏性とかというのは、よく場所柄を熟知している関係で、いろんな動きにさっさとやっぱり行動を起こすというのはあるというふうに聞いております。

それから、建設業ならではのということで、例えば、駐車場にしても、今までは使っていなかった部分、例えば、ふろ場の前のところなんかは、普通使われていずに、当時、町営のバスの回転場でしたけども、そこも十四、五台の駐車場にして、そして身体障がい者のものもちゃんと設けておるとい、やっぱりそういう建設業ならではのといいますか、そのちょっとした工事その他なんかもどんどん手がけていくというような状況でございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。まず、議案第99号について討論はありますか。

○13番（里山和子君） 議案第99号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（龍門滝温泉）ですけれども、について反対討論をいたします。

これまで公の施設の指定管理者の指定を選択する場合に、複数ある場合には、会社の概要とか、それから指定管理者についてはどういう仕事をしたいとか、いろいろ資料が出されてきたと思うんですけれども、今回、資料が議会に出されておられません。そして議決を仰いでおられるわけですが、指名委員会の判断を結局参考にしながら私たちは判断しないといけないということは、どうも解せません、理解できません。どうして急にこういうことになったのかもよくわかりませんし、議決を求めるといふことであれば、そういう資料を参考にしながら私たちは判断させていただくわけですから、今後も議会基本条例でもさらなる資料の提供を要求して、これから議会基本条例もできるわけですが、そういうものも盛り込まれておりますし、資料をこれまでよりも出さなくなったということについては、非常に理解できません。

ですから、これからもきちんとした資料を出していただいて、議会の判断を仰ぐようにしていただきたいということです。

以下、複数の指定管理者の希望があったところについては、私たちはそういう理由で反対しますので、ご理解いただきたいと思います。それに5年間という長い間の指定管理者になりますので、こういうやり方については強く反対しておきます。

以上です。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第100号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。まず、議案第99号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（龍門滝温泉）について採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第99号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第99号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（龍門滝温泉）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第100号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（住吉池公園）について採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第100号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第100号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（住吉池公園）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君）

日程第13、議案第101号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市加治木福祉センター）

日程第14、議案第102号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市加治木ふれあいセンター）

日程第15、議案第103号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良高齢者福祉センター）

日程第16、議案第104号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（蒲生高齢者福祉センター）

及び

日程第17、議案第105号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市デイサービスセンター）
までの5件を一括議題とします。

○議長（兼田勝久君） 市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 登壇

次に、議題となりました議案第101号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市加治木福祉センター）、議案第102号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市加治木ふれあいセンター）、議案第103号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良高齢者福祉センター）、議案第104号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（蒲生高齢者福祉センター）、議案第105号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市デイサービスセンター）についての審査と結果を一括して報告いたします。

当委員会は、12月15日、16日に開催し、詳細に審査いたしました。

この件につきましては、現在指定管理者により維持管理を行っております5施設について、指定管理期間が平成24年3月31日までとなっておりますので、次の指定管理者として社会福祉法人始良市社会福祉協議会を指定するものです。

以上のような説明を受けまして、質疑に入りましたが、特に報告するような質疑はありませんでした。

次に、討論に入りましたが、討論もなく、議案第101号から議案第105号までの公の施設の指定管理者の指定に関する件は、全員賛成で原案のとおり原案可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。まず、議案第101号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第102号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第103号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第104号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第105号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。まず、議案第101号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市加治木福祉センター）について採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第101号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第101号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良

市加治木福祉センター)は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(兼田勝久君) 次に、議案第102号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(始良市加治木ふれあいセンター)について採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第102号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(兼田勝久君) 起立全員です。議案第102号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(始良市加治木ふれあいセンター)は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(兼田勝久君) 次に、議案第103号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(始良高齢者福祉センター)について採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第103号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(兼田勝久君) 起立全員です。議案第103号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(始良高齢者福祉センター)は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(兼田勝久君) 次に、議案第104号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(蒲生高齢者福祉センター)について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第104号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(兼田勝久君) 起立全員です。議案第104号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(蒲生高齢者福祉センター)は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(兼田勝久君) 次に、議案第105号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(始良市デイサービスセンター)について採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第105号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(兼田勝久君) 起立全員です。議案第105号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(始良市デイサービスセンター)は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(兼田勝久君)

日程第18、議案第106号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(加治木農産加工センター)

日程第19、議案第107号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(始良生活改善センター)

日程第20、議案第108号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(始良農産加工センター)

日程第21、議案第109号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(始良市上名地区農村振興センター)

日程第22、議案第110号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(蒲生生活改善センター)

日程第23、議案第111号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(蒲生農産加工センター)

日程第24、議案第112号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(蒲生物産館(くすくす館))

- 日程第25、議案第113号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市さえずりの森）
 日程第26、議案第114号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市林業活性化センター）
 日程第27、議案第115号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市龍門陶芸・健康の里）
 日程第28、議案第116号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市総合運動公園）
 日程第29、議案第117号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市始良体育センター）
 日程第30、議案第118号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市始良弓道場）
 日程第31、議案第119号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生体育館（「おおくすアリーナ」））
 日程第32、議案第120号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市大楠運動公園球技場）
 日程第33、議案第121号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市大楠運動公園多目的屋内運動場）

及び

- 日程第34、議案第122号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生弓道場）

までの17件を一括議題とします。

○議長（兼田勝久君） 産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（笹井義一君） 登壇

産業文教常任委員会に付託されました公の施設の指定管理者の指定に関する件についての審査は、農林水産部が所管する議案第106号、加治木農産加工センターから議案第114号、始良市林業活性化センターまでを一括して説明を受けて質疑を行い、次に、教育部が所管する議案第115号、始良市龍門陶芸・健康の里から議案第122号、始良市蒲生弓道場までを一括して説明を受けて質疑を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

農林水産部が所管する議案第106号から議案第114号の施設までの公の施設の指定管理者の指定に関する件について説明を受けました。

平成24年4月1日から3施設について新たに指定管理制度を導入することとし、6施設については、指定期間が平成24年3月31日までとなっていることから、次の指定管理者を指定するものです。

新規の3施設は、加治木農産加工センター、始良生活改善センター及び始良農産加工センターです。更新の6施設は、始良市上名地区農村振興センター、蒲生生活改善センター、蒲生農産加工センター、蒲生物産館（くすくす館）、始良市さえずりの森、始良市林業活性化センターで、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間指定管理者を指定することとしています。

加治木農産加工センター、始良農産加工センター、始良市上名地区農村振興センター、蒲生生活改善センター、蒲生農産加工センター及び始良市林業活性化センターの6施設については、施設の設置目的等からの施設を使用している団体が運営することが合理的であると判断し、非公募としています。

始良生活改善センター、蒲生物産館（くすくす館）及び始良市さえずりの森の3施設は公募し、始良生活改善センターは1団体から応募があり、蒲生物産館（くすくす館）と始良市さえずりの森には、それぞれ2団体が応募しています。

選定については、公募、非公募を問わず、指定管理者選定委員会において判定しています。

各施設と指定管理者は以下のとおりであります。

議案第106号、加治木農産加工センター、これは加治木農産加工株式会社が委任する予定で、新規で非公募となっております。歳入が130万3,000円、年額でございます。歳出237万2,000円で、差額106万9,000円です。指定管理料年額は90万となっております。

次に、議案第107号、始良生活改善センター、これは北山校区地域コミュニティ協議会に委任する予定であります。新規で公募しております。歳入17万円、歳出115万3,000円、差額98万3,000円で、指定管理料年額86万円です。

議案第108号、始良農産加工センター、これは株式会社始良農産加工に委任の予定で、新規で非公募でございます。歳入69万円、歳出181万円、差額が112万円、指定管理料年額100万円。

議案第109号、始良市上名地区農村振興センター、これは上名地区むらづくり委員会に委任の予定で、更新、非公募であります。年間使用料3万5,000円、指定管理料年額90万円。

議案第110号、蒲生生活改善センター、これは漆地区公民館に委任の予定で、更新で非公募であります。年間使用料1万2,000円、指定管理料年額ゼロ円。

議案第111号、蒲生農産加工センター、これは有限会社蒲生農産加工に委任の予定で、更新で非公募。年間使用料206万9,000円、指定管理料が90万円。

次に、議案第112号、蒲生物産館（くすくす館）が蒲生の恵み協同組合、これは更新で公募、応募者が2社あります。年間売上額1億6,997万5,000円、指定管理料年額ゼロ円。

議案第113号、始良市さえずりの森、特定非営利活動法人四季の会、更新で公募、応募が2社、年間使用料651万円で、指定管理料年額650万円です。

次に、議案第114号、始良市林業活性化センター、これは始良西部森林組合に委任の予定で、更新、非公募であります。年間使用料ゼロ円、指定管理料年額ゼロ円。

質疑の主なものを申し上げます。質疑、加治木農産加工センターの指定管理料90万円の根拠を示せ。答弁、歳出から歳入を差し引いた金額をベースとして指定管理料を算出しています。

質疑、指定管理期間が5年というのは長いのではないかと。答弁、加治木農産加工センターは実績があり、5年間通して管理できると考えています。

次に、教育部が所管する施設に関する議案第115号から議案第122号までの公の施設の指定管理者の指定に関する件について説明を受けました。

8施設については、指定期間が平成24年3月31日までとなっていることから、次の指定管理者を指定したものです。これらの施設の指定管理候補者については、公募によるものが6施設、公募によらないものが2施設です。公募によるものは、本年8月に募集を行い、8月23日と24日に施設ごとの現地説明会を実施した結果、それぞれ複数の応募がありました。

選定については、公募、非公募を問わず、指定管理者選定委員会において判定しています。

議案第115号の始良市龍門陶芸・健康の里は、募集の結果、2団体の応募があり、龍門司焼企業組合が選定された。施設使用料は799万9,000円、指定管理料は年額1,540万円。

議案第116号の始良市総合運動公園は、募集の結果、2団体の応募があり、特定非営利活動法人始良スポーツクラブが選定された。施設使用料1,555万9,000円、指定管理料年額3,066万1,000円。

議案第117号の始良市始良体育センターは、募集の結果、始良市総合運動公園と同じ2団体の応募があり、特定非営利活動法人始良スポーツクラブが選定された。施設使用料150万5,000円、指定管理料年額207万2,000円。

議案第118号の始良市弓道場は、公募を行わず、始良弓道部が選定された。施設使用料70万6,000

円、指定管理料年額90万円。

議案第119号の始良市蒲生体育館（おおくすアリーナ）及び議案第120号の始良市大楠運動公園球技場並びに議案第121号の始良市大楠運動公園多目的屋内運動場は、3施設の一体運営を条件として募集した結果、4団体の応募があり、特定非営利活動法人始良スポーツクラブが選定された。施設使用料、合わせて451万円、指定管理料年額1,145万7,000円。

議案第122号の始良市蒲生弓道場は、始良市始良弓道場と同様に公募を行わず、蒲生弓道部が選定された。施設使用料11万1,000円、指定管理料年額26万8,000円。

質疑の主なものを申し上げます。

議案第115号、始良市龍門陶芸・健康の里。

質疑、施設の主な目的である陶芸のところは点数が高いが、管理運営にかかる経費の縮減及び管理体制や安全対策については点数が低い。委託ではなく委任であるので、管理体制や安全対策については重要であると思うがどうか。答弁、施設の特性を生かすためということにより点数を出していますが、陶芸をメインに考えているため、このような結果になったと考えます。

質疑、指定管理者に対し、管理体制等の企業努力を指導することはできないか。答弁、提案ということになりますので、基本協定書を結ぶ段階でこちらからも運営がよくなるように指導します。

質疑、陶芸がメインと思うが、健康づくりについても重要と考える。健康づくりの評価をしているか。答弁、行われた事業については毎月報告を受けているので、活動状況はわかりますが、自主事業となりますので活動の内容についての指導は難しいと思います。

議案第116号 始良市総合運動公園。

質疑、始良スポーツクラブの自主事業は幾つあるか。答弁、イベント講習会は熱中症予防セミナー等12ほどしており、また、スポーツ関係ではバレーボール教室等22あります。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第106号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（加治木農産加工センター）から議案第122号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生弓道場）までの17件の議案は、全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業文教委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。

まず、議案106号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第107号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第108号について討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第109号について討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第110号について討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第111号について討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第112号について討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第113号について討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案114号について討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第115号について討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第116号について討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第117号について討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第118号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第119号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第120号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第121号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第122号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。

まず、議案第106号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（加治木農産加工センター）について、採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第106号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第106号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（加治木農産加工センター）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第107号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良生活改善センター）について、採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第107号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第107号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良生活改善センター）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第108号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良農産加工センター）について、採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第108号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第108号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良農産加工センター）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第109号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市上名地区農村振興センター）について、採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第109号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第109号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市上名地区農村振興センター）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第110号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（蒲生生活改善センター）について、採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第110号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第110号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（蒲生生活改善センター）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第111号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（蒲生農産加工センター）について、採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第111号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第111号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（蒲生農産加工センター）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第112号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（蒲生物産館（くすくす館））について、採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第112号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第112号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（蒲生物産館（くすくす館））は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第113号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市さえずりの森）について、採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第113号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第113号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市さえずりの森）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第114号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市林業活性化センター）について、採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第114号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第114号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市林業活性化センター）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第115号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市龍門陶芸・健康の里）について、採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第115号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第115号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市龍門陶芸・健康の里）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第116号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市総合運動公園）について、採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第116号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第116号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市総合運動公園）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第117号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市始良体育センター）について、採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第117号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第117号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市始良体育センター）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第118号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市始良弓道場）について、採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第118号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第118号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市始良弓道場）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第119号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生体育館（おおくすアリーナ））について、採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第119号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第119号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生体育館（おおくすアリーナ））は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第120号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市大楠運動公園球技場）について、採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第120号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第120号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市大楠運動公園球技場）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第121号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市大楠運動公園多目的屋内運動場）について、採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第121号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第121号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市大楠運動公園多目的屋内運動場）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第122号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生弓道場）について、採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第122号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第122号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生弓道場）は、委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。10分程度といたします。

（午後2時23分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時31分開議）

○議長（兼田勝久君） 日程第35、陳情第7号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（有馬研一君） 登 壇

ただいま議題となりました陳情第7号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書について、総務常任委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

委員会は12月16日と19日に実施し、19日は1人欠席をいたしましたけども、あとは全員出席をして開会し、委員会を協議会に切りかえ、陳情者の出席を求め、陳情内容の説明を受けました。

説明内容について申し上げます。

郵政改革法案の早期成立を求める問題について、平成19年10月、郵政民営化法が施行され、日本郵政株式会社のもとに郵便事業会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社に分社化されて、郵便外務員に貯金と保険の取り扱い等を依頼できない。利便性向上をうたった法の趣旨に逆行するようなサービスダウンが生じ、ユニバーサルサービスを義務づけ、全国津々浦々の地域で住民が平等にサービスを享受できるよう郵便改正法案の早期成立を求めるものであります。

早期に成立しないと郵政事業は立ち枯れになり、結果的に国民に新たな負担を強いかねないおそれが出てきます。3事業がすべて一体的に展開でき、これまで同様に税金を投入しないで経営を永続することが不可欠です。しかし、現在の民営化法のもとでは極めて困難な状況です。

以上のような説明を受けました。

主なる質疑を申し上げます。

質疑、郵政グループの一つ一つの経営状況はどうなっているのか。答弁、中間決算ではマイナスが多いです。郵便全体で利益が2,307億円ありましたが、給与カットにより人件費の削減を行って利益を上げております。郵便事業単体で見ると443億円の赤字になっております。郵便物が減っているのが原因です。

質疑、間違った同じ郵便物が3回も来たことがある。やはり民営化の影響か。答弁、そうだと思います。職員が、地域とのつながりがなくなってきました。近所を知らない弊害が出ていると思います。教育・連絡体制不備などももちろんありますが、全局的に取り組めない状況です。

質疑の後、協議会より委員会に切りかえ、討論に入り、次のような賛成討論がありました。

山間部僻地においてかなり大きな影響が出てきている。その解消に努めるために早期の成立が必要である。

討論の後、採決の結果、陳情第7号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書は、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第7号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

陳情第7号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第36、陳情第8号 陳情書（津波防災地域づくり法「案」の施行と旧アイ
ル・アイラについて）を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（有馬研一君） 登 壇

ただいま議題となりました陳情第8号 陳情書（津波防災地域づくり法「案」の施行と旧アイ
ル・アイラについて）、総務常任委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

委員会は、12月16日と19日、行いまして、19日は1人欠席、あとは全員出席をして開会、委員会
を協議会に切りかえ、陳情者の出席を求め陳情内容の説明を受けました。

説明内容について申し上げます。

陳情の趣旨は、閉鎖したアイル・アイラの所有者であったダイケングループは、平成23年3月28
日、株式会社J O Y（鹿児島市の高田病院及び加治木温泉病院と関係する通称玉昌会）に転売し、完
全に撤退をしました。

同施設は、宿泊施設、室内プール、温泉施設、レストラン、会議室、宴会場等を完備したまま現状
を維持し、未使用状態です。

始良市としては、このたびグラウンドのみを玉昌会に借用の打診をし、本年11月より借用契約に向
けて対応中であることを確認しております。市として、活用方策を所有者の事業開始までの期間、計
画によると4年から5年、多目的公園として借用することを交渉しています。

グラウンドのみの借用ではなく、温泉施設、レストラン、休憩室と関連稼動することで、有効利用
につながることを陳情であり、陳情理由が5項目掲げてあります。

1、津波防災法が制定されると、旧アイル・アイラ的位置では、警戒区域として位置づけがあれば、
病院等建設に支障があることも予想されるので、管理者との意見交換を望む。

2、始良市は、現在宿泊施設が不足し、非常に貧弱な状況下であります。九州新幹線開業による効
果を本市にも波及させるべき事業として、市内周遊バス運行を実施していますが、単に周遊させるだ
けでは、経済効果は限定されます。今後は本市に滞在していただき、経済効果を高め、税収を図る必
要がある。

3、今後、県全体は観光立県として宿泊観光客の誘致を本格化させていく計画です。津波防災法が
施行される前に、旧アイル・アイラのあり方を含め、市の総合計画の趣旨を実行するための委員会に
「特別委員会」の設置を検討していただきたい。

4、始良警察署の建設予定地は、旧アイル・アイラと近接し、地盤としては軟弱な地域である。警
察署と病院等とは、事業形態が異なるものであり、玉昌会の病院移転についてはより慎重な計画が必
要とされる。

5、始良市のさらなる活性化を図るために、将来に必要な施設として取得等を含めあらゆる有効策
を検討し、夢のある始良市づくりに寄与することを期待できる施設にすべきである。

以上の趣旨説明を受けました。

質疑後、協議会を委員会に切りかえました。

委員により、次のような意見が出されました。

アイル・アイラの件と不足する宿泊施設の問題は、別々に考えたほうがよいのではないかと。本施設は、民間の所有物になっており、不足する宿泊施設の問題は、検討すべきではあるが、アイル・アイラの問題とは、別と考えたほうがよい。また、「津波防災地域づくり法案」についても、今後、調査研究を重ね、必要に応じて対応すべきではないかと。

アイル・アイラ跡地については、「地域包括ケア施設」としての事業展開を考慮しているとのことで、その推移を見守りたい。との意見が出されました。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、陳情第8号 陳情書（津波防災地域づくり法「案」の施行と旧アイル・アイラについて）は、全員一致で不採択すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。陳情第8号 陳情書（津波防災地域づくり法「案」の施行と旧アイル・アイラについて）を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立なしです。

陳情第8号 陳情書（津波防災地域づくり法「案」の施行と旧アイル・アイラについて）は、不採択することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 日程第37、陳情第9号 国民健康保険税の引き下げを求める陳情書を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 登壇

ただいま議題となりました陳情第9号 国民健康保険税の引き下げを求める陳情書の審査と結果を報告いたします。

当委員会は、12月15日、16日開催し、詳細に審査いたしました。

委員からの意見として、国民健康保険は、国の重要課題である。今回の陳情の趣旨はよく理解できるが、今議会に税率の改正が提案されている始良市において、陳情の申し入れの3項目のうち、一つ、

一般会計からの繰入れにより国民健康保険税を引き下げることと、2番目の資格証明書の発行を中止し、悪質でない滞納者へは保険証を交付するに關しての実現は難しい。

3項目の国庫負担の増額については、全員の共通認識として賛成すべきであることから、一部採択が妥当ではという意見が出ました。

その後、討論に入り、次のような賛成討論が出ました。

賛成討論。「国保税は高いので引き下げてほしい」と、多くの声がある。

今回の改正で19市の中で、1人当たりの調定額が6番目に高くなる。今でも高いので、一般会計からの繰入れで、市民の負担を軽減すべきだ。資格証明書は、県内43市町村のうち、18の市町村が発行していない。これは自治体の努力でできる施策であると思う。

国保会計が財政的に厳しくなってきた一つの要因は、国からの補助金が削減されてきたことにある。

もとの国庫補助金に戻すように、引き上げていくことを求める。

以上、陳情内容の3項目とも賛成とする。

以上で、討論を終了し、採決の結果、陳情第9号 国民健康保険税の引き下げを求める陳情書は、賛成多数で、一部採択すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩いたします。

（午後2時48分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後2時52分開議）

○議長（兼田勝久君） 委員長報告を続けてください。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 大変申しわけございません。訂正をして、おわびを申し上げます。

最後の討論の部分と採決のところですが、以上で討論を終了し、採決の結果、陳情第9号 国民健康保険税の引き下げを求める陳情書は、一部採択を賛成多数で決すべきものと決しました。申しわけございません。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○17番（上村 親君） 今回の陳情の国保税の引き下げなんですけれども、我々も勉強会なりいろいろと、議員含めて説明もあったと思うんですが、今回、陳情書の1番については、ある程度、執行部のほうからも1億1,000万、被保険者が1億2,000万ということで、ある程度の前進を見たかなというふうに我々は感じているところですが、今回、陳情者の引き下げの額なんですけれども、どれぐらい下げたら、国保税の引き下げというふうに我々は理解しているのかどうか。そういったところは、委員会のほうで質疑はなかったのかどうか。

それから、この引き下げなんですけれども、全額を一般会計から繰入れてやればいいのかどうか、

そういったところは議論になりませんでしたでしょうか。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） お答えいたします。

最初の部分は、今回のこの引き下げの陳情書につきましては、過去に同種の陳情が出されておりましたということから、この陳情者をお呼びしておりませんでしたので、そこらの中身は具体的にございませでした。

それと、一般会計の部分は、協議会の中では、いろいろ話は出ましたが、この陳情の引き下げを陳情を出される時期的が少しずれがあるわけです。本市の今回の条例改正の部分が。そこらがなかなか意見統一ができなかったところがございます。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（笹井義一君） 最後のところで、賛成多数で、一部採択すべきものと決しましたと。こう出ているんですが、どこをどのように一部採択されたのか、お答え願いたいと思います。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 先ほど報告ありましたように、意見の中にもありましたように、1番目の一般会計からの繰入れにより、国民健康保険税をさらに引き下げるという内容、2点目が資格証明書の発行等を中止し、悪質でない滞納者へは保険証を交付する。この2点は、採択ができないと。3番目の国に対しての国庫負担の引き下げを求めることには賛成と、そういう議論でございます。引き上げです。そのほかについては、議論はございませんでした。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありませんか。

○24番（堀 広子君） 私は、国民健康保険税の引き下げを求める陳情書に賛成の立場で討論、いわゆる原案に対しての賛成の立場です。

委員会では、一部採択ということでございましたが、私はすべての項目に賛成の立場で討論いたします。

まず一つ目には、一般会計からの繰入れにより、国保税を引き下げることについてですが、国保税は本当に高いと、何とか引き下げてほしい。これが本当に多くの皆さんの声でございます。

今議会に提案されました国保税の税率改正は、県内19市の中でも、1人当たりの調定額が県内6番目と、大変高くなってまいります。今でさえ高くして払えなくて、滞納者が本当にふえてきております。市民の負担の限界にあります。県内43の市町村のうち、24の市町村が一般会計からの繰入れを行っております。始良市でも、一般会計からの繰入れで、市民の負担を軽減すべきであります。

2つ目には、資格証明書の発行を中止し、悪質でない滞納者へは保険証を交付することについてでございますが、国保は他の医療保険に入れない方が最後に入る医療保険であります。そして、社会保

障及び国民保険の向上を目的とし、国民に医療を保障する制度です。その制度が国保税を1年以上、特別な事情なく滞納したとして、国保の資格証明書が交付されます。病院の窓口で、医療費を全額自己負担するために、国民の医療を受ける権利を奪っております。保険料を払えず、滞納している人が、病院の窓口で医療費を全額負担できるはずはありません。高い国保税は、だれもが払える国保税にすることこそ、社会保障及び国民保険の向上に寄与する、これを目的とする国保制度にかなう自治体の役目であります。

資格証明書の発行で、本当に収納率が向上してきているものなのでしょうか。資格証を発行せずに、きめ細かな滞納対策をしている自治体もあります。県内でも43市町村のうち、18の市町村が発行をしておりません。これは自治体の努力でできる施策でございます。

また、憲法25条には、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると。このように生存権がきちんと規定されております。資格証の発行は、生存権の具現である社会保障の理念を大幅にそぐもので、即時廃止すべきであるということを申し述べます。

次に、国に対し、国保への国庫負担の引き上げを求めることについてでございますが、国保会計の財政が厳しくなってきた一つの要因は、国からの補助金が、この間、削減されてきたことにあります。もとの国庫負担に戻すよう、引き上げることをこれまでも求めてまいりましたので、3項目、すべて賛成の立場で討論いたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

○12番（出水昭彦君） 委員長報告のとおり一部採択することに賛成の立場で討論いたします。

今回、陳情の趣旨はよく理解でき、納税者の担税能力は限界に近く、何らかの施策は講じるべきと考えますが、項目1、一般会計からの繰入れにより、国民健康保険税を引き下げるとは、保険税の引き下げを求めるまでの一般会計からの繰入れは、特別会計に対する全市民との公平性を考えると難しいというふうに考えます。

項目2、資格証明書の発行を中止し、悪質でない滞納者へは保険証を交付するは、国保税納税者間の公平性、また悪質である、ないを滞納者ごとに見極めることは極めて難しいと考えます。

項目3、国に対し国保への国庫負担の引き上げを求めることは、国庫負担の割合を引き上げ、国保会計の安定運営を国に求めることは妥当と考えます。また、さらに安心して医療を受け入れられる国民皆保険たる保険制度の確立を国に求めるべきと考え、委員長報告のとおり一部採択すべきものと考えます。

以上、討論いたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論ございませんか。

○5番（田口幸一君） 私は、この陳情第9号に対しまして、表題は国民健康保険税の引き下げを求める陳情書となっておりますが、このことについて反対の立場で討論を行います。

私も、先ほどの議会で一般質問をやったわけですけど、市長及び当局の提案では、1年に約3億円の医療費が伸びていると。そして、基金積立金も平成23年度で約8,000万円あるのが枯渇してしまうと。24年度になったら、医療費も支払えない状況になるという内容だったと思います。この一部税率

を改正する市長が提案された。

ですから、この時期に、この国民健康保険税を引き下げを求める陳情というのは、この内容を読んでみれば、今同僚議員が、最初の討論をされた同僚議員が言われた趣旨はよくわかりますけど、やっぱりこの時期に始良市のこの国民健康保険税を引き下げる陳情書のこの内容については、私は一部趣旨はわかりますけど、内容等も、これは引き下げるべきではないということについて、そういう立場に立って反対の討論といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。（「ちょっと休憩お願いします」と呼ぶ者あり）
しばらく休憩いたします。

（午後 3 時 04 分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時 06 分開議）

○議長（兼田勝久君） 討論を続けます。ほかに討論はありませんか。

○13番（里山和子君） 先ほど、同僚議員から資格証明書の発行で、悪質かどうか見分けるのは難しいという討論がありましたけれども、このことは滞納者を訪問することで悪質かどうかを見分けることができると思いますので、この資格証の発行を中止して悪質でない滞納者へは保険証を交付するということについては、私は採択していただきたいという立場で討論したいと思います。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長
の報告は一部採択です。陳情第9号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。陳情第9号 国民健康保険税の引き下げを求める陳情書は委員
長の報告のとおり一部採択されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第38、陳情第10号 年金生活者のくらしの向上と年金制度の改善を求める
陳情を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 登 壇

ただいま議題となりました陳情第10号 年金生活者のくらしの向上と年金制度の改善を求める陳
情書の審査と結果を報告いたします。

当委員会は、12月15日、16日開催し、詳細に審査しました。

この件につきましては、質疑、討論もなく、採決の結果、陳情第10号 年金生活者のくらしの向上と年金制度の改善を求める陳情書は、全員賛成で採択すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第10号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。陳情第10号 年金生活者のくらしの向上と年金制度の改善を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第39、請願第7号 緊急事態基本法の早期制定を求める意見書に関する請願書を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（有馬研一君） 登壇

ただいま議題となりました請願第7号 緊急事態基本法の早期制定を求める意見書に関する請願書について、総務常任委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

委員会は、11月1日と12月16日、19日に開催をしました。19日は1人欠席、ほかは全員出席であります。

委員会を協議会に切りかえ、陳情者の出席を求め陳情内容の説明を受けました。

説明内容について申し上げます。

本年3月11日に発生した東日本大震災における政府の対応は、当初、想定外という言葉で、緊急事態の取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となりました。

その後の震災被害や津波被害への対応や福島第一原子力発電所の冷却機能喪失による放射能汚染被害防止措置等の国家的緊急事態への対応において、国民の安全を守るための不備が指摘されました。

我が国は戦後独立して66年、日本国憲法のうたう平和主義のもと、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意する」、このことのみ主眼が置かれたことにより、国防条項や非常事態条項を有しておりません。外国からの侵略やテロ、騒乱などの有事や大きな自然災害、原子力発電所の臨界事故など、国家の独立と安全における危機や国民の生命財産が脅かされる

重大で切迫した事態に対応するための緊急事態宣言を発動して、政府と地方自治体が一体となって迅速かつ適切に対応する必要があります。

以上の趣旨説明を受けました。

主なる質疑を申し上げます。質疑、緊急事態法の必要性の理由は、答弁、震災に対する国の対応のまずさ、具体的には法の整備の不備があり、国民の生命や財産が危機に瀕するような場合には、ある程度の個人権利を制限した上でも超法規的に処理しなければならないことが必要になってくる。そういったものが今の状況ではなかなかできないということだと思います。自衛隊にしても、自治体の長からの要請がなければ動けない。自治体の枠を超えて政府という次元で事に当たるといったことが必要だと思います。今回の法案は、総理大臣が指揮をとれるように持っていくことです。

質疑の後、協議会より委員会に切りかえて討論に入りました。次のような反対討論がありました。自然災害とテロ、外国からの侵略などとは問題が違う。別々に考えて法整備すべきである。人権侵害や憲法改正につながるおそれがあるとの討論がありました。

討論の後、採決の結果、請願第7号 緊急事態基本法の早期制定を求める意見書に関する請願書については、可否同数で委員長採決の結果、採択すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

○13番（里山和子君） 緊急事態法の早期制定を求める意見書に関する請願に対して反対討論をいたします。

今回、3.11の大震災が起きまして、政府の対応が思わしくなかったために、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書を国会とか、それから政府のほうに送ってほしいという請願でございますけれども、今回のような大災害の場合と、それから外国からの侵略とかテロ、それから騒乱などの有事とは明らかに違うわけですけれども、今回の大震災の対応に引っかけ、にわかに9月ごろからこの請願が出されてきているという点が第1点。

それから、また関東大震災時には、朝鮮人が暴動を起こすというようなことがうわさが流れて、たくさん朝鮮人が虐殺をされたというような事実があったわけですけれども、このような法案が通りますと人権侵害の危険性も多分にあるということが危惧されます。

それから、これを本当は憲法改正改悪をして行うというようなことを、急にできないものですから、この緊急事態法でそういうことをもくろんでいるというようなことがあるわけございまして、このような法案などが成立していきますと、憲法改正、憲法改悪にもつながってくる大変危険な法案だということでございます。

全国でも出されている資料を見ますと、12自治体しか、県議会でもありますけれども、12の自治体でしか採択されておられませんし、九州ではまだこの町、県や市でも採択されておられません。始良市にだけ出されてきているようございしますが、もし始良市でこのような危険な法案をつくるようにとい

うことが請願が採択されることになりますと、憲法改正、憲法改悪につながる請願が九州で初めて始良市で採択されるということにもなりまして、後世に、私は今の憲法は、本当に大変な戦争の後につくられた平和憲法、世界に名立たる平和憲法ですので、これを崩していくということにつながるような緊急事態法基本法の設立ということでは、それに手を貸すということになって、後世に汚名を残すことになると思われ、始良市の議会がですね、ということになると思われる危険性がありますので、議員の皆さんには、そのことを十分に慎重に判断していただきまして、不採択にさせていただきますことを切望しまして反対討論いたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

○15番（堂森忠夫君） 賛成の立場で討論を述べますが、冒頭に請願書の紹介議員の立場として総務常任委員会で審査の場をいただいたことに、まずは感謝を申し上げます。

この請願書は、国政レベルの内容であり、私たち地方議員が本会議で議論する必要もないのに、地方からこの法律の早期制定を求めなくてはならないことに対して私は残念でなりません。

国民が安心して安全な国づくりを目指すのが国会議員であるのに、各党派の利害関係等で一向に前進しない状況に怒りを感じず国会運営に失望するような日本ではないでしょうか。

我が国は、戦後復興し、経済成長が築いた副産物は平和ボケではないでしょうか。その平和ボケのもと、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意することのみに主眼が置かれたことにより、国防条項や非常事態事項を有していない国であります。

武力攻撃やテロ、自然災害の原因と対応の仕組みは異なるが、同時に起こり得るものであり、危機管理上、それを想定外とすることはできない。特に、我が国が置かれている政治的自然環境的状况は、それらの要因は連動して起こる可能性を潜めている。

ゆえに、危機管理体制の構築において、連動する状況を前提とすることが要請されているのであります。平時と緊急事態時は本質的に異なるが、緊急事態時には国民の生命を守ることが第一であり、救える命を1人でも多くすることが最優先されなければならない。そのために主権の制限もやむを得ない場合も当然生じる。緊急事態下において、国民の生命を守ることこそ最高の公共の福祉であり、あらゆる人権尊重の根本であるはずである。

また、国民の生存権、幸福追求権、平和的生存権の根本的喪失となる事態が緊急事態である。緊急事態において、どのように国民を守るかの立法措置は、主権国家として当然のことである。東日本大震災下において、国民の生存権、幸福追求権、平和的生存権は守られているのか、情報と権限の一元体制を構築できないがゆえに、救われる命も救われなかったのではないのでしょうか。

緊急事態宣言を発動して、政府と地方自治体が一体となって敏速かつ適切に対応する必要があるので、この基本法を求めてマニュアル化することにより安心な国、地域が守れることとなります。

そのために2004年5月20日、自由民主党、公明党、民主党の3党合意により緊急事態基本法を2005年の通常国会で成立を図ることが決定されていたのに、その後、合意は果たされておらず、この難局に直面して多くの国民は不安な日々を送っている状況にあります。

よって、国においては、このたびの東日本大震災と津波による原発事故を教訓とし、今後想定されるあらゆる事態に備えて緊急事態基本法を早急に制定するために、国会で議論の場を早めるために強く要望する内容であります。

総務委員会の協議会での質疑の中で、全国の動きはどうかとのことでしたので、調べた結果、8月半ばごろから全国的な活動を展開し、現在二十数カ所の地方議会で、共産党を除いてはすべての党派の垣根を越えて超党派的な取り組みで陳情・請願を採択しています。

県内では、始良市が初めて審議した内容であります、3月議会に向けて、賛同議員者の協力を得た議会で陳情・請願を提出していくと聞いております。

また、この基本法は、憲法を改正してまでの内容ではないことであるとのことでした。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

○19番（神村次郎君） 私は、請願に反対の立場で討論いたします。

国民の、先ほども討論がありました、東北震災を受けてのこの請願だろうと私は思っていますが、もともとこの国防の問題と大きな自然災害の問題とは別に考えるべきだと思っています。

請願の内容に、国民の安全を守るための法律の不備が指摘をされる、そういうことありますが、現在、始良市にも国民保護法に関連する決まりがあります。そして、災害対策基本法があります。大規模災害対策特別援護法ですかね、そういうものもあり、原子力災害対策特別措置法というものもあります。

私は、今度の東北震災で、この請願の中にもありますが、総理大臣のこの命令系統がはっきりしない、通らない、そういうことも言われていますが、まずやっぱり政府の初動態勢のまずさ、これは指摘をされて当たり前だと思っています。それから、今回は原子力発電所が被災を受けるという特別なものが加わっています。

そういう状況の中で、あえて先ほどからあります国防条項と結びつける必要はない。総理大臣が命令系統は通らない、そういう話がありますが、現在、自治体が土地の買上げとか、災害時に入る場合の問題については、自治体が権限がありますけれども、この問題も別々に判断をして法律の整備をしていけば問題はないと思っています。緊急事態に対応する、先ほどから申し上げておりますが、国の対応のまずさは指摘をされます。

それから、国防条項ではありますが、この問題、突き進めていくと、憲法改正の問題に行き着くと思います。民主、公明、自民党で素案をされたものを見てみますと、憲法の問題が出てきています。確かな書き方はしてはございませんが、先ほど堂森議員からもありましたけれども、憲法問題には及ばないということですが、私は、この問題、憲法改正まで含めた議論になっていく、そういう立場からは、国防ということよりも、外交努力によって侵略とかテロに関する問題、これは解決をしていくことが大事だと思います。

それから、先ほど申し上げましたけれども、大きな自然災害に対するものと、今回のこの請願の趣旨は別々に整理をすべきだというふうに思っています。

反対の立場で討論いたしました。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第7号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） しばらく立っててください。起立多数です。請願第7号 緊急事態基本法の早期制定を求める意見書に関する請願書は、委員長の報告のとおり採択されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第40、陳情第3号 始良市プール施設建設についてを議題とします。産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（笹井義一君） 登 壇

ただいま議題となりました陳情第3号 始良市プール施設建設についての審査の経過と結果を報告いたします。

この陳情は、平成23年9月27日に本会議において産業文教常任委員会に付託され、同9月28日に産業文教常任委員会開催後、協議会に切りかえて陳情者の説明を求めて質疑を行いました。

陳情者、長丸雄二氏による説明は、次のとおりです。

国保事業の医療費等の費用は143億2,860万円で、平成23年度予算額の34.45%を占めている。高齢化社会を迎えて、さらに医療費の増加が続き、財政が逼迫することが懸念される。

水泳は、有酸素運動としてウオーキングに次ぐ高い支持率を得ている。始良市健康増進課では、市民を対象とした水中運動教室が民間施設でのプールで実施されている等々述べられました。そして10項目の陳情理由が提示されました。

最終的には、年間を通して利用できる室内型で地元選手育成を考え、長水路50mプール建設の陳情で結ばれました。

質疑の主なものを申し上げます。質疑、始良市の水泳連盟の組織内容を示せ。また、プールの施設について目指しているのはどういったものか。ランニングコストについてはどう考えているのか。答弁、新市になり、昨年始良市の水泳連盟を立ち上げました。一般の市民40人ほどの組織となります。目指す施設としては、室内型の50mプールを備えていることと、地域選手の育成だけでなく、健康増進にも使用することも考え、多目的にしないといけないと思います。その場合は金額が高くなりますが、国の補助金等を検討すると実現的になると考えています。また、ランニングコストについても、廃熱利用やソーラーパネルの活用で金額を抑えることができると思います。

以上で質疑を終結し、協議会を委員会に切りかえて審議を行いました。要旨、次のような理由をもって全委員一致で継続審査とすることに決しました。

継続審査となった理由。1つ、市民の健康増進を述べながら、水泳選手育成用の長水路を要請しており、矛盾が見られること。

2つ目、屋根付きの長水路は、プールの床面が昇降する方式を採用することで、市民の健康増進と水泳選手育成の両面に活用できる。ただし、建設費用が100億円程度見込まれるとの答弁があった。始良市議会で議論している小学校建設、消防庁舎建設、斎場建設の建設事業費約60億円で議論を重ねている状況を踏まえると、到底採択できる陳情ではないこと。

3つ目が、市民の、特に高齢者のプール利用者は、水中ウオーキングが多数見られる。長水路の水

深は2mと聞いたが、水深が浅くないと高齢者は利用できない。市民が日常的に広く自由に利用できるプール建設が望ましい。

4つ目が、プール建設は、建設費とランニングコストを合わせて適正建設費用でなければならない。水泳選手育成用には既存の民間プールを使用することが望ましい。

次に、再審議結果として、平成23年12月15日に産業文教常任委員会を開催して再審議した結果、多くの市民が健康増進の目的を持ったプール建設は必要であると考え、選手の育成強化を目的としたプールの床面が昇降する方式は、あまりにも多額の費用を要するため、市民の理解が得られないと思われる。

したがって、陳情第3号 始良市プール施設建設については、採択の結果、全委員一致で不採択すべきものと決しました。

以上で、産業文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。陳情第3号 始良市プール施設建設についてを採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立少数です。陳情第3号 始良市プール施設建設については、不採択することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 日程第41、陳情第4号 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種への公費助成を求める陳情書を議題とします。

市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 登壇

ただいま議題となりました陳情第4号 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種への公費助成を求める陳情書の審査と結果を報告いたします。

当委員会は、閉会中の11月11日に開催し、委員会を協議会に切りかえて陳情者の小牧伸一郎氏から陳情の趣旨説明を求め、質疑に入りました。

質疑の主なものを申し上げます。質疑、肺炎球菌ワクチンは、誤嚥性肺炎に効果はあるのか。答弁、誤嚥性肺炎は、口腔内にいる菌で起こる肺炎ですが、その菌で多いのは肺炎球菌ですので、予防に効果があります。

質疑、インフルエンザワクチンと同時に接種すると効果があるのか。また、1回の接種で5年有効と聞かすが、5年後に再接種しても効果は衰えないのか。答弁、インフルエンザワクチンとの同時接種は一番効果があります。また、昨年ワクチンの複数回接種が認められましたが、複数回接種することで局所的な痛みが強くなるデメリットはありますが、効果としては変わりません。

質疑、副反応について、重篤なものは考えられないか。答弁、対応をしっかりとしていれば大きな副反応はないようです。

陳情者の退席後、協議会を委員会に戻し、関係職員の出席を求め質疑に入りました。

質疑の主なものを申し上げます。質疑、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種に関しては、どんな考えを持っているか。答弁、全国でもことしの4月には400くらいの自治体が行っています。厚生労働審議会の資料でもかなり費用対効果があるという結果が出ています。特に肺炎に関しては、70歳からの罹患率が高いので、この年齢層にターゲットを絞ってワクチン接種を行えば5年間有効であると言えますので、かなり効果があると思っています。

以上で質疑を終了し、討論に入り、次のような討論がありました。

賛成討論、1つ、早急な医療費削減効果の高い高齢者肺炎球菌ワクチン接種の実施を強く要請し、賛成討論とする。

2人目の討論ですが、これからどんどん本格的な高齢化社会になっていき、健康であることが最高の社会貢献である。予防医療に力を入れて、県本土一番乗りで鹿児島県一暮らしやすいまち始良市をアピールする絶好のチャンスだと思う。一人ひとりが大切にされる始良市のために、24年度からの実施を心から願い、賛成討論とする。

以上で討論を終了し、採決に入り、採決の結果、陳情第4号 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種への公費助成を求める陳情書は、全員賛成で採択すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。

○24番（堀 広子君） 賛成討論を行います。

陳情第4号 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種への公費助成を求める陳情書について賛成の立場で討論に参加いたします。

これまで肺炎球菌ワクチン接種の公費助成について、何回も公費助成を求めるための質問をしてまいりました。高齢化が進む中、肺炎による死亡率も高くなってきております。全国では約11万人を超える方々が亡くなっております。

予防医療として、また医療費削減効果も高く、70歳以上で約2,000万円期待ができると、削減効果が2,000万円もあるということが議会でも明らかになっております。

全国では579の自治体が助成をしております。早期に実施できるように、また市民への啓発も求めて賛成討論といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第4号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。日程第41、陳情第4号 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種への公費助成を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択されました。

しばらく休憩します。10分程度といたします。

（午後3時43分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時54分開議）

○議長（兼田勝久君） 日程第42、発議第9号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書案を議題とします。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま議題となっております発議第9号は、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第9号は、趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

新福議員、登壇ください。

○22番（新福愛子君） 登壇

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。発議第9号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第9号 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書案は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第43、陳情第11号 陳情書政務調査交付についてを議題とします。

○議長（兼田勝久君） 陳情第1号は、会議規則第134条第2項の規定により、議会基本条例制定調査特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第11号 陳情書政務調査交付については、議会基本条例制定調査特別委員会に付託することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 日程第44、常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 市民福祉常任委員長と議会基本条例制定調査特別委員長より、お手元に配付しました継続審査調査事件一覧表のとおり申し出がありました。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。よって、各委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 日程第45、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 各常任委員長より、お手元に配付しました継続審査調査事件一覧表のとおり申し出がありました。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。よって、各委員長申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 日程第46、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 議会運営委員長から、お手元に配付しました継続審査調査事件一覧表のとおり申し出がありました。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 日程第47、議員派遣の件を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 議員派遣の件について、会議規則第160条第2項の規定によって、議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書をお手元に配付しております。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。議員研修会等の派遣については、行事計画書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。本会議の案件中、字句等の軽微な整理を要するもの、行事計画の変更等については、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、字句等の軽微な整理、行事計画の変更等は議長に委任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

（午後3時59分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時59分開議）

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま市長より、議案第126号 財産の取得に関する件について、総務常任委員長と市民福祉常任委員長より、発議第10号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書案、発議第11号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書案、発議第12号 公的年金の削減に反対する意見書案、発議第13号、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書案が提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5、追加日程第6として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。議案第126号と発議第10号から発議第13号までを追加日程第2から追加日程第6までとし、議題とすることに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 追加日程第2、議案第126号 財産の取得に関する件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（笹山義弘君） 登壇

議案第126号 財産の取得に関する件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、始良市土地開発公社が所有する須崎地区公共用地の用地購入に伴うもので、始良市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

今回取得する土地は、須崎地区公共用地内の加治木町木田1377番19の雑種地、2万263m²のうち5,471m²であります。取得価格は9,116万9,000円で、1m²当たり1万6,664円、1坪当たり5万5,000円となります。取得の相手方は、始良市宮島町26番地、始良市土地開発公社常務理事西慎一郎で、本日仮契約を締結しております。

この取得は、ヤマエ久野株式会社が、本市への進出を希望され、12月13日に市有財産譲渡の申し込みがあり、この加治木木田1377番19ほか、同1393番31、同1393番32の3筆、全体で3万3,698m²の用地を求めておられるため、取得するものであります。

よろしくご審議の上、議決くださりますようお願い申し上げます。

○議長（兼田勝久君） 提案理由の説明が終わりました。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第126号 財産の取得に関する件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。議案第126号 財産の取得に関する件は可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第126号 財産の取得に関する件は可決されました。

○議長（兼田勝久君） 追加日程第3、発議第10号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書案を議題

とします。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま議題となっております発議第10号は、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第10号は、趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

総務委員長、登壇してください。

○総務常任委員長（有馬研一君） 登 壇

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。発議第10号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第10号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書案は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 追加日程第4、発議第11号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書案を議題とします。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま議題となっております発議第11号は、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第11号は、趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

市民福祉常任委員長、登壇ください。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 登 壇

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。発議第11号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第11号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書案は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 追加日程第5、発議第12号 公的年金の削減に反対する意見書案を議題とします。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま議題となっております発議第12号は、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第12号は、趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

市民福祉常任委員長、登壇ください。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 登壇

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。発議第12号 公的年金の削減に反対する意見書案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第12号 公的年金の削減に反対する意見書案は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 追加日程第6、発議第13号 緊急事態基本法の早期制定を求める意見書案を議

題とします。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま議題となっております発議第13号は、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第13号は、趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

総務常任委員長、登壇してください。

○総務常任委員長（有馬研一君） 登 壇

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。発議第13号 緊急事態基本法の早期制定を求める意見書案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第13号 緊急事態基本法の早期制定を求める意見書案は原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） これで、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議を閉じ、平成23年第4回始良市議会定例会を閉会します。

（午後4時10分閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

始良市議会議長

始良市議会議員

始良市議会議員